

「公共工事等における新技術活用スキーム」
実施要領

平成18年 7月

(平成21年 4月一部改正)

(平成21年 7月一部改正)

(平成22年 3月一部改正)

(平成26年 4月一部改正)

(平成30年 5月一部改正)

(令和元年11月一部改正)

(令和 2年 7月一部改正)

(令和 4年 4月一部改正)

(令和 5年 4月一部改正)

(令和 6年 4月一部改正)

目 次

1. 総則	5
1.1 目的.....	5
1.2 新技術活用スキーム	5
1.3 定義.....	5
2. 運用体制	5
2.1 技術開発相談窓口	6
2.2 新技術活用評価会議	6
2.3 新技術活用スキーム検討会議.....	7
2.4 新技術活用促進連絡会議等	8
2.4.1 新技術活用促進連絡会議	8
2.4.2 新技術活用促進連絡会議幹事会	8
2.5 第三者機関.....	9
2.6 テーマ設定型実証実施第三者機関等.....	9
3. 新技術活用スキームの運用	10
3.1 新技術情報の収集.....	10
3.2 新技術情報の提供	11
3.2.1 NETIS の運用	11
3.2.2 新技術に係る情報の提供	12
3.2.3 NETIS 掲載情報の位置付け	12
3.2.4 NETIS 登録番号.....	12
3.2.5 NETIS 掲載期間等	13
3.2.6 NETIS 掲載情報の変更・更新.....	13
3.2.7 技術の改善が行われた場合の措置	14
3.2.8 NETIS 掲載情報の提供の中止等	15
3.3 新技術の活用	16
3.3.1 事前審査	16

3.3.2 活用に係る調査	17
3.3.2.1 試行調査.....	17
3.3.2.2 活用効果調査	17
3.3.2.3 追跡調査.....	18
3.3.3 活用の実施.....	18
3.3.3.1 発注者指定型	18
3.3.3.2 発注者指定型（選択肢提示型）	20
3.3.3.3 施工者選定型（総合評価落札方式における技術提案の場合）	22
3.3.3.4 施工者選定型（請負契約締結後提案の場合）	23
3.3.4 活用を促す取組み.....	25
3.3.4.1 試行申請型（発注者指定の場合）	25
3.3.4.2 試行申請型（請負契約締結後提案の場合）	28
3.3.4.3 フィールド提供型	29
3.3.4.4 テーマ設定型（技術公募）	31
3.3.4.5 現場ニーズ・技術シーズのマッチング	34
3.4 新技術の事後評価.....	34
3.4.1 試行実証評価	34
3.4.2 活用効果評価	35
3.4.3 事後評価結果の公表等について	36
3.4.4 事後評価等の手続き・結果の変更	38
3.4.5 評価項目の変更.....	38
3.4.6 従来技術の変更.....	38
3.5 新技術の活用促進.....	37
3.5.1 活用促進技術	37
3.5.2 推奨技術選定等.....	40
3.5.3 国土交通大臣表彰技術等の活用を促進するための取り組み	43
3.5.4 施工者による新技術の活用を促進するための方策	43
3.5.5 新技術活用の計画的な推進	43
3.6 新技術の普及	44
3.7 新技術活用スキームの検証	44
3.8 担当する整備局等.....	45
4. その他.....	45
4.1 公共工事等における新たな技術開発の取組.....	45

1. 総則

1.1 目的

この実施要領は、「公共工事等における新技術活用システムについて」（平成 18 年 7 月 5 日付国官技第 86 号、国官総第 237 号）「4. 実施要領」の規定に基づき、公共工事等における新技術活用スキーム（以下「新技術活用スキーム」という。）の運用その他の必要な事項について定めるものである。

1.2 新技術活用スキーム

新技術活用スキームは、公共工事等における新技術の活用検討事務の効率化や活用リスクの軽減等を図り、有用な新技術の積極的な活用を推進するための仕組みであり、新技術の積極的な活用を通じた民間事業者等による技術開発の促進、優れた技術の創出により、公共工事等の品質の確保、良質な社会資本の整備に寄与することを目的とする。

新技術活用スキームの全体の概要は、図 1 に示すとおりである。

1.3 定義

この実施要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

イ「新技術」

「新技術」とは、技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されており、実用化している公共工事等に関する技術であって、当該技術の適用範囲において従来技術に比べ活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術をいう。

ロ「技術の成立性」

「技術の成立性」とは、論理的な根拠があり、技術的な事項に係る性能、機能等が当該技術の目的や国が定める基準等を満足することをいう。

ハ「実用化」

「実用化」とは、利用者の求めに応じて当該技術を提供可能な状態にあるものをいう。

ニ「従来技術」

「従来技術」とは、公共工事等において標準的に使用される技術等をいう。

ホ「従来技術に比べ活用の効果が同程度」

「従来技術に比べ活用の効果が同程度」とは、技術的事項及び経済性等の事項のうち、一部の事項は従来技術より優れているかまたは劣っているが、総合的な効果では従来技術と同一の度合いであると判定することをいう。

ヘ「技術開発者」

技術を開発した民間事業者等又は技術行使権原を有する者（当該技術についてそれを行行使することができる正当な権原を有する事業者等をいう。）をいう。なお、海外の民間事業者が開発した技術にあつては、日本国内に営業所が所在する技術行使権原を有する者とする。

2. 運用体制

国土交通省本省（以下「本省」という。）、各地方整備局、及び北海道開発局（以下「整備局等」という。）は、新技術活用スキームにおける適切な審査、評価等を通じて、現場における新技術の

活用検討事務の効率化や活用リスクの軽減等を図るため、以下の体制を整備する。

2.1 技術開発相談窓口

整備局等の本局（以下「整備局等本局」という。）並びに技術事務所及び港湾空港技術調査事務所（以下「技術事務所等」という。）に、新技術に係る情報収集等を行うため、技術開発相談窓口（以下「相談窓口」という。）を置くものとする。

整備局等本局の相談窓口は、各地方整備局においては企画部施工企画課及び港湾空港部海洋環境・技術課、北海道開発局においては事業振興部技術管理課とする。

2.2 新技術活用評価会議

整備局等は、新技術活用評価会議（以下「評価会議」という。）を主催する。

（１）委員構成等

整備局等が主催する評価会議の委員構成等は、以下を原則とする。

なお、委員の任命、その他評価会議の運営に当たり必要な事項については、整備局等において別に定めるところによるものとする。

①座長

イ 座長は、委員（整備局等の職員の委員（以下「整備局等委員」という。）を除く。）の互選により選任するものとする。

ロ 座長は会務を総理する。

②委員構成

評価会議の委員は、大学、産業界、研究機関等の有識者の委員（以下「有識者委員」という。）及び整備局等委員で構成する。有識者委員は、地方整備局長又は北海道開発局長が選任し、委嘱するものとする。整備局等委員は、整備局等において定めるものとする。

また、座長は、建設技術の各分野における高い専門的知見を有する者等を臨時委員として選任できるものとし、委嘱は地方整備局長又は北海道開発局長が行うものとする。

③部会の設置

評価会議は、必要に応じて部会を置くことができるものとする。

④事務局

イ 事務局は、整備局等本局の新技術活用・普及に係る業務担当課及び技術事務所等が共同で担当する。具体的な担当、役割分担については、別に整備局等の定めるところによるものとする。

ロ 事務局は、評価会議の活動のための資料作成及び調査等を行う。

（２）審議事項等

評価会議の審議事項等は以下のとおりとする。

①新技術の事前審査

②公共工事等における現場ニーズ等に基づく新技術の選定、技術比較表の作成、変更・更新、廃止

③新技術の活用の事後評価及び継続調査等の必要性の判断

④活用促進技術の指定

- ⑤新技術の試行調査計画の確認
- ⑥推奨技術等の推薦、および推薦の継続、準推奨技術から推奨技術への推薦等の検討（「3.5.2 推奨技術選定等」において規定する推奨技術をいう。）
- ⑦新技術の普及に向けて、一般化・標準化に位置付けるべき技術の推薦
- ⑧現場ニーズ・技術シーズのマッチングに関すること
- ⑨その他新技術活用スキームの運用に関すること

（３）その他

評価会議は、必要に応じて技術的事項及び経済性等の事項に関する確認を国立研究開発法人土木研究所等の関係研究機関（以下「関係研究機関」という。）に依頼できるものとする。

2.3 新技術活用スキーム検討会議

本省は、新技術活用スキーム検討会議（以下「スキーム検討会議」という。）を主催する。

（１）委員構成等

本省が主催するスキーム検討会議の委員構成等は、以下を原則とする。

なお、委員の任命、その他スキーム検討会議の運営に当たり必要な事項については、別に定めるところによるものとする。

①座長

イ 座長は、委員（本省職員の委員（以下「本省委員」という。）を除く。）の互選により選任するものとする。

ロ 座長は会務を総理する。

②委員構成

スキーム検討会議委員は、有識者委員及び本省委員で構成する。有識者委員は、大臣官房技術総括審議官が選任し、委嘱するものとする。

また、座長は、建設技術の各分野における高い専門的知見を有する者等を臨時委員として選任できるものとし、委嘱は大臣官房技術総括審議官が行うものとする。

③事務局

イ 事務局は、本省大臣官房技術調査課、大臣官房公共事業調査室が共同で担当する。

ロ 事務局は、スキーム検討会議の活動のための資料作成及び調査業務等を行う。

（２）審議事項等

スキーム検討会議の審議事項等は以下のとおりとする。

- ①産学官の連携等による新技術活用及び技術開発の促進に係る検討
- ②新技術活用スキームのあり方の検討
- ③評価会議との情報交換及び必要な調整
- ④推奨技術等の選定（「3.5.2 推奨技術選定等」において規定する推奨技術をいう。）
- ⑤技術募集テーマの選定、変更、廃止（「3.3.4.4 テーマ設定型（技術公募）」において規定する技術募集テーマをいう。）
- ⑥テーマ設定型実証実施第三者機関等の公募・選定
- ⑦新技術の普及に向けて、一般化・標準化に位置付けるべき技術の指定
- ⑧その他新技術の活用・普及に関すること

2.4 新技術活用促進連絡会議等

本省に、新技術の活用動向の把握、産学官の連携等による新技術活用及び技術開発の促進方策に係る行政面の検討等を行うため、本省関係部局の技術開発担当課長等により構成される新技術活用促進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

また、連絡会議の下に、諸課題の整理・検討、連絡調整等必要な事務を処理するため、本省技術開発担当課の課長補佐等、整備局等の技術開発担当官及び関係研究機関の担当課長等により構成される新技術活用促進連絡会議幹事会を設けるものとする。

2.4.1 新技術活用促進連絡会議

（１）委員構成

本省に設置する新技術活用促進連絡会議の基本的な委員構成は以下のとおりとする。

①座 長 本省大臣官房技術調査課 課長

②副座長 本省大臣官房公共事業調査室 室長

③委 員

本省大臣官房技術調査課 環境安全・地理空間情報技術調整官

本省大臣官房官庁営繕部整備課長

本省各局の技術開発担当課長又は室長

関東地方整備局 企画部長及び港湾空港部長

関東地方整備局関東技術事務所長及び横浜港湾空港技術調査事務所長

関係研究機関等担当部長 等

④事務局

本省大臣官房技術調査課、大臣官房公共事業調査室

（２）審議事項等

連絡会議の審議事項等は以下のとおりとする。

①新技術の活用動向の把握

②産学官連携による新技術の活用及び技術開発の促進方策に係る行政面の検討

③新技術の活用促進に係る整備局等・研究機関等の調整

④新技術活用スキームに関する実施要領等の見直し（軽微なものを除く）

⑤その他新技術の活用・普及に関すること

2.4.2 新技術活用促進連絡会議幹事会

連絡会議の下に新技術活用促進連絡会議幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

（１）幹事構成

幹事会の基本的な幹事構成は以下のとおりとする。

①幹事長

本省大臣官房技術調査課 環境安全・地理空間情報技術調整官

②副幹事長

本省大臣官房公共事業調査室 課長補佐又は専門官

③幹 事

本省大臣官房技術調査課 課長補佐又は技術開発官

本省大臣官房官庁営繕部整備課長補佐又は専門官

本省関係各局の技術開発担当課長補佐又は専門官

各地方整備局 企画部及び港湾空港部 課長補佐

北海道開発局 事業振興部 開発担当官

関係研究機関等担当課長 等

④事務局

本省大臣官房技術調査課、大臣官房公共事業調査室

(2) 事務処理事項等

幹事会の事務処理事項等は以下のとおりとする。

①新技術活用スキームに関する実施細則等の作成及び見直し

②新技術活用スキームに関する実施要領の見直し（軽微なものに限る。）

③連絡会議において審議すべき事項に関する整理・検討

また、審議事項に関する整備局等間の必要な連絡調整等を行う。

(3) その他

幹事会は、必要に応じ、幹事会事務局の課長補佐・係長、整備局等担当課長・課長補佐、研究機関課長・課長補佐等により構成される作業班会議を設けることができる。作業班会議は、幹事会事務処理事項等に関する資料の整理、実務レベルでの本省内及び整備局等・研究機関との必要な連絡調整等を行う。

2.5 第三者機関

本省は、調査に対する確認能力、各地域における実行性等の観点から、登録、事前審査、活用効果調査の調査・確認、事後評価を行う者として適切と認められる第三者機関等を選定することができる。

評価会議は、選定された者（法人を含む。）の意向を確認した上で、当該整備局等における第三者機関等として登録するものとする。また、各地域における実行性等の観点から、本省において選定された第三者機関等以外の第三者機関等を登録することができる。

ここに、「第三者機関」とは、公共工事等に関する技術の審査に精通する民法第33条に規定する法人をいい、「第三者機関等」とは、第三者機関及び当該技術分野に精通する大学の専門家等をいう。

2.6 テーマ設定型実証実施第三者機関等

スキーム検討会議は、社会インフラに係る技術の調査・研究を目的とする一般社団法人及び一般財団法人又は公益社団法人及び公益財団法人もしくは当該技術分野に精通する者であり、テーマ設定型（技術公募）の実証を行う者として適切と認められる第三者機関等を公募の上、選定することができる。

スキーム検討会議は、選定された者（法人を含む。）の意向を確認した上で、テーマ設定型実証実施第三者機関等として登録するものとする。

3. 新技術活用スキームの運用

新技術活用スキームは、本省及び整備局等が実施する「新技術情報の収集」「新技術情報の提供」、「新技術の活用」「新技術の事後評価」及び「新技術の活用促進」から構成されるものとし、「新技術の事後評価」を中核としたスキーム全体の運用を通じて、有用な新技術の活用の促進を図るものとする。

本省及び整備局等は、新技術の活用促進のため、新技術に係る情報の共有及び提供を目的とする新技術情報提供システム（New Technology Information System）（以下「NETIS」という。）を整備する。

3.1 新技術情報の収集

整備局等は、技術開発者から、新技術に係る情報等を収集する。

（１）情報収集の対象及び方法

情報収集の対象は新技術の技術的事項及び経済性等の事項に関する情報等とし、技術開発者による NETIS への登録申請を通じて情報を収集する。

（２）NETIS への登録申請の受付

技術開発者は、NETIS 画面より NETIS への登録申請を行うものとする。

また、その受付は、原則として評価担当の技術事務所等に置く相談窓口（以下「申請窓口」という。）において行うものとし、平日の勤務時間内において受け付けるものとする。

なお、NETIS への登録申請者（以下「NETIS 申請者」という。）は、技術開発者に限るものとする。

（３）申請手続きへの協力

申請窓口は、登録申請書類に係る追加資料等の提出要請やヒアリングを求めることができるものとする。NETIS 申請者はその求めに応じなければならない。申請窓口の求めに応じない NETIS 申請者からの登録申請については、受付を取り消すことができるものとする。

（４）NETIS 申請者の同意事項

NETIS 掲載情報(3.2.1(3)に規定する NETIS 掲載情報をいう。以下同じ。)の位置付け(「3.2.3 NETIS 掲載情報の位置付け」参照。)、NETIS 掲載情報の取り扱い及び NETIS 登録技術(3.2.4に規定する NETIS 登録技術をいう。以下同じ。)に付随する責任や義務等を規定する実施規約を別に定める。

NETIS 登録に当たっては、実施規約に対する NETIS 申請者の同意をもって申請を受け付けるものとする。

（５）申請書類

NETIS への登録申請書類（以下「登録申請書類」という。）は、別紙１のとおりとする。

（６）技術的事項の設定

NETIS 申請者は、申請技術の技術特性に応じて任意の技術的事項を定めることができる。その際、自ら定めた任意の技術的事項について、申請窓口はその妥当性を示す根拠資料を提出し、確認を受けなければならない。

なお申請技術とは、NETIS 申請者より申請された技術をいう。

(7) 従来技術の設定

NETIS 申請者は、従来技術の設定に当たり、既存の NETIS 登録技術を参考に、申請技術の比較対象とする従来技術を定め、申請窓口はその妥当性を示す根拠資料を提出し、確認を受けなければならない。

(8) 申請受理の要件

申請窓口は、登録申請書類に記載されている情報等に基づき、技術特性等可能な範囲で以下の要件について確認し、要件を満たすものについては、登録申請書類を受理するものとする。

なお、申請窓口は、申請時点において NETIS 掲載情報の提供が中止されている技術の NETIS 申請者からの登録申請又は NETIS 掲載情報が削除された技術の NETIS 申請者、及び過去に本実施要領等に反する不誠実な行為を行った NETIS 申請者からの登録申請については、受付を拒否することができる。

- ①登録申請書類に不備（記載事項の遺漏）がないこと
- ②申請技術が新技術であること
- ③同一技術の再申請でないこと（「3.2.6 NETIS 掲載情報の変更・更新」による NETIS 登録技術の内容等の変更申請の場合を除く。）。

ここに「同一技術」とは、以下のすべてに該当するものをいう。

イ 申請技術の原理が、NETIS 登録技術（過去に NETIS 登録技術であったものを含む。）と同じ又は酷似している

ロ 申請技術の適用範囲、適用効果が、イの NETIS 登録技術と同じ又は概ね同等である

ハ 申請技術の技術開発者が、イの NETIS 登録技術の技術開発者と同じ又は同系列の組織に属している等イの NETIS 登録技術の技術開発者の関係者とみなすことができる

- ④登録申請書類に記載する従来技術（以下「登録申請書類に記載の従来技術」という。）が、当該技術の評価の比較対象として適切であること

(9) 知的財産権の確認

申請窓口は、NETIS 申請者からの登録申請を受け付けるに当たり、申請技術について特許権等知的財産権（申請中のものを含む。）の有無を NETIS 申請者に対し確認するものとする。

(10) NETIS への登録

NETIS への登録は、「(9) 申請受理の要件」により申請を受理した技術について、登録申請書類に記載されている技術的事項及び経済性等の事項に関する情報等（以下「申請情報」という。）が NETIS に掲載されたことをもって登録されたものとし、初めて NETIS に掲載された日を「当初に NETIS に登録した日」とする。

3.2 新技術情報の提供

3.2.1 NETIS の運用

NETIS は、NETIS（申請情報）と NETIS（評価情報）等に区分して運用するものとする。

(1) NETIS（申請情報）

NETIS（申請情報）には、申請情報を掲載するものとする。

(2) NETIS（評価情報）

NETIS（評価情報）には、評価会議等による事前審査、事後評価結果に関する情報等（以下「評

価情報」という。)を掲載する。

(3) NETIS に掲載された情報の公開

NETIS に掲載された申請情報及び評価情報（以下「NETIS 掲載情報」という。）は、原則として公開するものとする（「3.2.8 NETIS 掲載情報の提供の中止等」により、提供が中止されている技術の情報を除く。）。

3.2.2 新技術に係る情報の提供

本省、整備局等及び関係研究機関は、NETIS の利用等により、NETIS 掲載情報その他の必要な情報の共有を行う。

また、有用な新技術の普及促進の観点から、インターネットの利用等により、関係府省、地方自治体、公共工事等に関係する事業を行う者等に対し、NETIS 掲載情報等の必要な情報提供を行う。

3.2.3 NETIS 掲載情報の位置付け

NETIS は、新技術に係る情報の共有及び提供を行うためのデータベースであり、その目的を達成する観点から、原則として NETIS 掲載情報について公開するものである。

NETIS 掲載情報の位置付けは以下のとおりであり、NETIS 掲載情報の公開に当たって明示するものとする。

- ①NETIS 掲載情報は、当該技術に関する証明、認証その他何ら技術の裏付けを行うものではなく、新技術活用に当たっての参考情報であること。
- ②申請情報は、技術開発者からの申請に基づく情報であり、その内容について、国土交通省及び評価会議が評価等を行っているものではないこと。また、申請情報の NETIS 掲載に伴う苦情、紛争等への対応は、NETIS 申請者が行うものであり、国土交通省は何らの責任も有しないこと。
- ③評価情報は、当該技術の活用を行った結果に基づき評価を行ったものであり、個々の現場の条件その他により評価は変わりうるものであること。
- ④新技術の活用は、現場毎の条件の適合性等による判断に応じて設計・工事担当部署がそれぞれ行うものであり、当該技術の活用の実施が保証されるものではないこと。
- ⑤特許権等知的財産権については、関係法令に基づき取り扱われるものであること。

3.2.4 NETIS 登録番号

NETIS（申請情報）に掲載される技術（以下「NETIS 登録技術」という。）には、個々の技術を整理識別するための番号として NETIS 登録番号を付与するものとする。

NETIS 登録番号は、登録整備局等識別記号、登録年度番号、受付番号、情報種別記号により構成される。

情報種別記号は、NETIS（評価情報）に事後評価の結果が掲載されていない技術には「-A」を付与する。

また、事前審査を実施した技術、試行実証評価を実施した技術、または活用効果評価を実施した技術のうち継続調査等の対象となった技術には「-VR」を付与し、活用効果評価を実施した技術のうち継続調査等の対象としない技術には「-VE」を付与する。

3.2.5 NETIS 掲載期間等

NETIS への掲載期間は、以下のとおりとする。

(1) NETIS (申請情報)

NETIS (申請情報) の掲載期限は、当初に NETIS に登録した日の翌年度の 4 月 1 日から起算して 10 年を経過した日までとする。

なお、NETIS (評価情報) に掲載されている技術については、上記にかかわらず NETIS (評価情報) への掲載期間中、NETIS (申請情報) における掲載も継続される。

(2) NETIS (評価情報)

NETIS (評価情報) の掲載期限は、当初に NETIS に登録した日の翌年度の 4 月 1 日から起算して 10 年を経過した日までとする。

ただし、掲載期間中に当該技術がシステム検討会議にて推奨技術もしくは準推奨技術に選定され、NETIS (評価情報) に反映された場合の NETIS (評価情報) の掲載期限は、当初に NETIS に登録した日の翌年度の 4 月 1 日から起算して 15 年を経過した日までとする。

また、NETIS 申請者が、NETIS (評価情報) に掲載されている技術について改善を行ったとして申請を行った場合の NETIS 掲載期間の取り扱いは、「3.2.7 技術の改善が行われた場合の措置」によるものとする。

(3) 一般化・標準化に位置付けられた NETIS 登録技術の取り扱い

スキーム検討会議により、一般化・標準化したと指定された NETIS 登録技術の申請情報、評価情報は、前項 (1)、(2) によらず、指定された年度末をもって掲載を終了する。

3.2.6 NETIS 掲載情報の変更・更新

整備局等は、以下に該当する場合に NETIS 掲載情報の変更・更新を実施する。

なお、以下の変更・更新が行われたことをもって、当該技術の NETIS 掲載期間は変更されないものとする。ただし、当該技術がシステム検討会議にて推奨技術もしくは準推奨技術に選定され、NETIS (評価情報) に反映された場合は、「3.2.5 NETIS 掲載期間等 (2) NETIS (評価情報)」によるものとする。

イ NETIS 申請者から申請情報の変更・更新の申請があった場合（「3.2.7 技術の改善が行われた場合の措置」に該当する場合を除く。）

NETIS 申請者から申請情報について追加や訂正等の申請があった場合は、「3.1 新技術情報の収集」の手続きに則り処理し、受理した情報について NETIS (申請情報) の申請情報の変更・更新を行うものとする。

申請書類は別紙 2-1 のとおりとする。

ロ 事前審査又は事後評価の結果の更新等があった場合

事前審査又は事後評価の結果の変更・更新が生じた場合は、NETIS (評価情報) の評価情報の変更・更新を行うものとする。

ハ NETIS 申請者の変更の申請があった場合

NETIS 申請者が当該技術の技術行使権原を有する者の場合であって、技術を開発した民間事業者等から当該技術の技術行使権原を有する者が変更となった旨の書面による通知があり、かつ新たな技術行使権原を有する者から NETIS 申請者の変更の申し出があった場合は、整備

局等は、技術行使権原を有する者の変更の事実を確認し、問題がないと判断したときは、NETIS 申請者の変更を行うものとする。

ニ その他整備局等が必要と認める場合

3.2.7 技術の改善が行われた場合の措置

技術開発者が NETIS（評価情報）に掲載されている技術の安全性・耐久性等の技術的事項について改善を行い、かつ評価会議が、改善後の技術について改善前と比較して有意な差があると認めた場合は、新たな技術として取り扱うものとする。

（１）技術の改善が行われた場合の手続き

NETIS 申請者は、改善後の技術が改善前と比べて有意差のあることを示す根拠資料を添えて申請情報を申請窓口に提出することができる。

なお、NETIS（申請情報）には、改善内容が明確に判断できるように記載するものとする。

その場合の手続きについては、「3.1 新技術情報の収集」の手続きに則り処理するものとする。

改善後の技術について、「3.1 新技術情報の収集」の手続きに則り登録申請書類が受理され、評価会議において改善効果が認められた場合は、整備局等は新たな申請情報を NETIS（申請情報）に掲載するものとする。

なお、評価会議は受理された技術に「－VE」が付与されている場合、継続調査等の必要性について改めて審査する。

継続調査等が必要と判断された場合、整備局等は「－VR」を付与し、新たな申請情報を NETIS（申請情報）に掲載するものとする。継続調査等が不要と判断された場合、NETIS（申請情報）の変更のみを行うものとし、「（２）技術改善の審査」については行わないものとする。

また、NETIS 申請者は、「3.3.3.1 試行申請型（発注者指定の場合）」「3.3.3.2 試行申請型（請負契約締結後提案の場合）」に申請することができる。

ただし、評価会議において継続調査等が不要と判断された技術を除く。

なお、新たな申請情報が NETIS（申請情報）に掲載されたことをもって、当該技術の NETIS 掲載期間は変更されないものとする。

（２）技術改善の審査

評価会議は、改善後の技術の活用が行われた場合、通常の活用効果評価に加え、当該技術の目的、機能等に照らして技術の改善が図られているか否かを審査する。技術改善の審査は、評価担当の整備局等の評価会議において行うものとする。

評価会議が、活用効果評価において、改善後の技術について改善前と比較して有意な差があると認めた場合は、改善が行われた技術（以下「改善技術」という。）として「（３）改善技術の取り扱い」により取り扱うものとする。

評価会議が、当該技術について、改善内容が軽微な改善である等の事由により改善技術として取り扱うには不十分と判断した場合は、NETIS（申請情報）の変更（「3.2.6 NETIS 掲載情報の変更・更新」による変更）のみを行うものとする。

（３）改善技術の取り扱い

改善技術は、新たな技術として取り扱うものとする。

① NETIS 掲載期間

NETIS 掲載期間の起算日はリセットされるものとし、具体的には、(1)において新たな申請情報が NETIS (申請情報) に掲載された日を「当初に NETIS に登録された日」とみなして「3.2.5 NETIS 掲載期間等」の運用を行う。

②NETIS 登録番号

NETIS 登録番号は、改めて付与するものとする。(申請のあった整備局等で対応する。)

③NETIS 掲載情報

NETIS 掲載情報は、改善前の技術と改善後の技術を明確に分離するものとする。ただし、申請者から希望があった場合等は改善前技術を削除することができる。

3.2.8 NETIS 掲載情報の提供の中止等

整備局等は、以下に該当する場合には、NETIS 掲載情報の掲載中止又は削除を実施する。

(1) NETIS 掲載情報の提供を中止する場合

以下のいずれかに該当する場合は、当該技術の NETIS 掲載情報の提供を中止する。

その場合、整備局等は、NETIS 申請者に提供を中止した旨を提供の中止に至った事由を付して通知するものとする(⑦の場合等、連絡が困難な場合は、登録申請書類に記載の連絡先に書面を送付することをもって通知したものとみなす。「通知」に関して以下同じ。)

ただし、NETIS 申請者から NETIS 掲載情報の提供の再開の申し入れがあり、かつ情報の提供を中止した事由が解消したことが明確に確認できた場合は、整備局等は情報の提供を再開する。情報の提供を中止した事由が解消した技術に関して、申請者の責によるものでない場合は、中止の期間を当初掲載期間より延期できるものとする。

①申請情報の内容に、虚偽・誇大表示若しくは他の技術の中傷表示が認められたとき又はその疑いがあるとき

②申請情報及び申請技術が、他の技術の知的財産権等を侵害したと認められたとき又は疑いがあるとき

③申請情報及び申請技術に関して、法律に基づく処罰等を受けたとき又は係争が生じたとき

④申請技術を適用した工事等で事故及び不具合等が生じた場合において、申請技術が原因であると認められるとき又はその疑いがあるとき

⑤NETIS 申請者が、整備局等と取り交わした実施規約等に違反したとき

⑥NETIS 申請者が技術開発者の技術行使権原を有する者である場合、新技術についてそれを行行使できる正当な権原を有していないこと又は技術行使権原を有する者が当該技術を開発した民間事業者等と円滑な連絡が取れなくなったことを整備局等が確認したとき

⑦登録申請書類に記載の連絡先で NETIS 申請者と連絡がとれないことを整備局等が確認したとき

⑧その他、整備局等又は評価会議が必要と認めたとき

なお、上記とは別に、機器のメンテナンス等の維持管理上の事由その他の事由により NETIS 掲載情報の全体又は一部の提供の中止を行うことがある。

(2) NETIS 掲載情報を削除する場合

以下のいずれかに該当する場合は、当該技術の NETIS 掲載情報を NETIS から削除する。

その場合、整備局等は、NETIS 申請者に削除した旨を削除に至った事由を付して通知するも

のとする（①及び②の場合を除く。）。

- ①NETIS 申請者が書面にて NETIS への掲載の削除を申し出たとき（別紙2-2）
- ②「3.2.5 NETIS 掲載期間等」における NETIS の掲載期間が終了したとき
- ③（１）①から⑥に該当する場合において、その事由の内容や事由が判明するに至った経緯等を総合的に勘案して、故意に基づくもの等悪質である又は重大であると整備局等又は評価会議が判断したとき
- ④（１）⑦に該当する場合において、登録申請書類に記載の連絡先で NETIS 申請者と連絡がとれないことを整備局等が確認した日から6ヶ月以内に NETIS 申請者から連絡先変更の申し出等がなく、その後、登録申請書類に記載の連絡先で NETIS 申請者と連絡がとれないことを整備局等が改めて確認したとき
- ⑤（１）により当該技術の NETIS 掲載情報の提供を中止してから、提供の中止の状態が1年以上継続したとき（ただし、係争中の場合等、やむを得ない理由がある場合はそのかぎりではない。）
- ⑥その他、整備局等又は評価会議が必要と認めたとき

3.3 新技術の活用

新技術活用スキームにおいて新技術の活用を行う技術は、NETIS 登録技術とする。

新技術の活用に当たっては、必要に応じて事前審査を行うものとする。また、活用の実施とあわせて事後評価の基礎となる資料等の収集のため必要な調査を行う。

新技術の活用は、「発注者指定型」「施工者選定型」の2つの型を基本として実施するものとし、その他、各目的に応じて「試行申請型」「フィールド提供型」「テーマ設定型（技術公募）」「現場ニーズ・技術シーズのマッチング」の4つの型による取組みを実施する。

3.3.1 事前審査

事前審査とは、申請情報等に基づき技術の成立性や直轄工事等における活用の妥当性を確認する審査のことをいう。

評価会議は、「試行申請型」「フィールド提供型」の場合又は発注事務所からの依頼があった場合に事前審査を行うものとする。事前審査は、原則として「フィールド提供型」については試行調査を行った事務所が行うものとし、それ以外においては評価担当の整備局等における評価会議において行うものとする。また、第三者機関（「2.5 第三者機関」に規定する第三者機関をいう。）による技術審査証明を受けている場合には、評価会議は、その内容に基づき事前審査を行うことができる。

評価会議事務局は、事前審査に際して、必要に応じて、事後評価を実施していない技術（以下、「事後評価未実施技術」という。）について関係研究機関に対して安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項に関する確認を依頼することができる。

「発注者指定型」「施工者選定型（請負契約締結後提案の場合）」の場合において発注事務所は、活用する新技術が事後評価未実施技術の場合は、必要に応じて、評価会議に事前審査を依頼することができる。

事前審査の結果については、原則として NETIS（評価情報）に登録し公表するものとし、公表

に先立ち事前審査の結果を NETIS 申請者に通知するものとする。

事前審査の結果の公表の手続き等については「3.4.3 事後評価結果の公表等について」を準用する。

ただし、工事等の工程上の関係から上記の手続きに抛り難い場合は、評価会議は、提出期限の短縮その他の必要な対応をすることができるものとする。

3.3.2 活用に係る調査

事後評価の基礎となる資料等の収集のため、活用の実施にあわせて、「試行調査」「活用効果調査」「追跡調査」を行うものとする。

活用に係る調査は、本要領の各調査に係る規定に基づき適切な時期に実施するものとする。ただし、工事等の完了までの調査が妥当ではない耐久性等の事項については、個々の技術の内容に応じて、活用の実施後、一定の時間が経過した適切な時期に実施（複数回にわたり調査する場合を含む。）するものとする。

調査結果は、本省及び整備局等において共有するものとするが、原則として公表しない。

3.3.2.1 試行調査

試行調査は、直轄工事等において技術の成立性等申請情報の妥当性を確認するために行う調査である。

試行調査は、「試行申請型」「フィールド提供型」において活用される技術を対象に実施するものとする。

試行調査の調査内容については、別紙 3 による。

試行調査の実施主体は、NETIS 申請者とし、調査の目的に合致する調査内容、調査方法等により調査を実施するものとする。

3.3.2.2 活用効果調査

活用効果調査は、工程、品質・出来形、安全性、施工性、環境等の技術的事項及び経済性等の社会的事項について、当該技術の適用範囲において従来技術に対する技術の優位性等を確認するために行う調査である。

活用効果調査の調査内容は、1 回目の調査項目は工程、品質・出来形、安全性、施工性、環境等とし、別紙 4 のとおりとする。2 回目以降は評価会議において定められた調査項目について調査を実施するものとする。

活用効果調査は、直轄工事等において当該新技術の活用が行われる毎に行うものとし、発注事務所に加え、施工者（当該工事等の受注者等をいう。以下同じ。）・NETIS 申請者も実施するものとする。

ただし、評価会議において活用の効果が確認され継続調査が不要と判断された技術については、活用効果調査は実施しない。

活用効果調査の実施主体は、「発注者指定型」「施工者選定型」の場合は発注事務所及び施工者、「試行申請型」「フィールド提供型」の場合は発注事務所及び NETIS 申請者又は施工者それぞれが実施するものとする。

調査結果は、当該新技術の活用の終了後又は活用を行った工事等の完了検査終了後速やかに活用を行った発注事務所が存する整備局等の技術事務所等に提出するものとする。個々の活用において発注事務所及び施工者又は NETIS 申請者が実施した個々の活用に対する活用効果調査結果のとりまとめは、当該技術事務所等が行うものとする。

発注事務所は、対象となる技術が難度の高い事後評価未実施技術の場合については、評価会議事務局を通じて関係研究機関に対して、安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項に関する確認を依頼することができる。

また、活用効果調査を行うに当たり、対象となる技術が、事後評価未実施技術の場合にあっては、信頼度の高い調査結果を得る観点から、調査方法及び調査結果について第三者機関等（難度の高い事後評価未実施技術の場合は第三者機関に限る。）の確認を求めることができるものとする。

3.3.2.3 追跡調査

追跡調査は、工事等の完了までの調査だけでは十分ではない耐久性等の確認が必要な技術や、ある程度時間がたたないと効果が確認できない技術等について、一定の時間が経過した適切な時期に新技術活用の効果を確認するために行う調査（複数回にわたり調査する場合を含む。）である。

追跡調査の調査様式は、評価担当の整備局等が評価会議で決定した調査の目的に合致する調査内容、調査方法に基づく調査表を定めるものとする。

評価担当の整備局等の評価会議は、1 回目の事後評価の際に追跡調査の必要の有無を判断するものとする。追跡調査は、評価担当の整備局等の評価会議が必要であると判断した場合に行うものとする。

追跡調査の実施主体は、追跡調査の対象を管理する事務所等とし、評価会議が決定した調査の目的に合致する調査内容、調査方法等により調査を実施するものとする。

調査結果は、追跡調査の終了後速やかに追跡調査を行った事務所が存する整備局等の技術事務所等に提出するものとする。

3.3.3 活用の実施

新技術の活用は、「発注者指定型」「施工者選定型」を基本として実施する。

3.3.3.1 発注者指定型

発注者指定型は、直轄工事等における現場ニーズ・行政ニーズ等により必要となる NETIS 登録技術を対象に、直轄工事等における新技術の適用範囲と活用効果等の確認又は有用な新技術の活用の促進を目的として、工事等の発注に当たって発注者が新技術を指定することにより活用を行う型（試行申請型、フィールド提供型に該当する場合を除く。）をいう。

（１） 対象とする技術

直轄工事等における現場ニーズ・行政ニーズ等により必要となる NETIS 登録技術を対象とする。但し、発注図書等において、活用が原則義務化されている技術に該当する NETIS 登録技術については、発注者指定型の対象外とする。発注者指定型の対象とする技術は、発注者が設計段階等で技術比較を行い選定した技術、推奨技術等、国土交通大臣賞表彰技術等、省人化・低炭素等施策として推奨する技術、及び活用促進技術等の地方整備局等として活用を推奨する技術で

ある。

なお、発注事務所は、工事等の発注に当たり NETIS に登録されていない新技術を指定する予定がある場合には、工事等に先立ち、当該技術の技術開発者に対し、「3.1 新技術情報の収集」の手続きに則り NETIS 登録申請を行うよう要請するものとする。

この場合、活用の実施前までに登録申請書類が受理された場合は、発注者指定型による活用とみなすものとする。

（２）実施形態

発注事務所が、工事等の発注に当たり NETIS 登録技術（活用の実施前までに登録申請書類が受理される見込みのある新技術を含む。本項において以下同じ。）を指定することによる。

（３）手続き

１）技術の指定

発注事務所は、工事等の発注に当たり、特記仕様書において当該工事等に用いる NETIS 登録技術を指定するものとする。

２）新技術活用計画書の提出

発注事務所は、新技術の活用を行う場合は新技術活用計画書（別紙６）を作成し、技術事務所（港湾・空港に係る技術については整備局等本局）に提出するものとする。

３）事前審査又は事前確認

発注事務所は、指定する技術が事後評価未実施技術の場合は、技術の指定に先立ち、必要に応じて評価会議に対して事前審査を依頼することができる。

なお、発注事務所は、評価会議に対して事前審査を依頼しない場合にあっては、事前確認として、申請情報等に基づき、安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項に関する確認を行うものとする。

評価会議事務局は、事後評価未実施技術の事前審査に際しては、必要に応じて、関係研究機関に対して安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項に関する確認を依頼することができる。

発注事務所又は評価会議（依頼を受けた場合の関係研究機関を含む。）は、技術的事項及び経済性等の事項に関する確認に当たり、NETIS 申請者の同意を得て、以下の措置を行うことができる。また、以下の措置の実施に際して、費用が発生した場合、NETIS 申請者に負担を求めることができる。

- ①技術開発者に対し、安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項に関する追加の情報等を求めること
- ②技術開発者に対し、技術的事項及び経済性等の事項に関する情報を求めるためヒアリング等を実施すること
- ③建設技術の各分野における高い専門的知見を有する者等に対し、意見を聴取すること
- ④その他技術的事項及び経済性等の事項に関する確認のために必要な措置を行うこと

４）活用の費用負担及び発注

発注者は、活用を行う工事等の発注に当たり、新技術を指定し、活用の実施に必要な費用を当該工事等の工事費に計上するものとする。

５）活用効果調査

活用効果調査は、別紙4により活用を行う発注事務所、施工者それぞれが行うものとする。なお、「3.4.2 (6) 活用効果調査及び活用効果評価の継続対象とする技術」に該当しない新技術については、活用効果調査を行わないものとする。

発注事務所は、対象となる技術が難度の高い事後評価未実施技術の場合は、評価会議事務局を通じて関係研究機関に対して、安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項に関する確認を依頼することができるものとする。

関係研究機関において確認等を行うに当たって、専門家からなる検討会の開催に伴う費用や試験の実施に伴う費用その他の特別な費用が発生する場合は、当該費用は発注者の負担とする。

なお、施工者による活用効果調査に当たっては、活用を行う技術が事後評価未実施技術の場合は、信頼度の高い調査結果を得る観点から、調査方法及び調査結果について第三者機関等（難度の高い事後評価未実施技術の場合は第三者機関に限る。）の確認を受けることができるものとする。なお、調査費用は当該工事の工事費等（発注者指定を契約後に行った場合は設計変更により対応）に計上するものとする。

3.3.3.2 発注者指定型（選択肢提示型）

発注者指定型（選択肢提示型）は、直轄工事等における現場ニーズ・行政ニーズ等により必要となる NETIS 登録技術を対象に、直轄工事等における新技術の適用範囲と活用効果等の確認又は有用な新技術の活用の促進を目的として、工事等の発注に当たって発注者がテーマ及び当該テーマに対して効果が期待できる複数の新技術（以下「新技術リスト」という。）を提示し、請負契約締結後に施工者が新技術を選択することにより活用を行う型をいう。

（１） 対象とする技術

直轄工事等における現場ニーズ・行政ニーズ等により必要となる NETIS 登録技術のうち、テーマに対して効果が期待できる新技術を対象とする。但し、発注図書等において、活用が原則義務化されている技術に該当する NETIS 登録技術については、発注者指定型の対象外とする。発注者指定型の対象とする技術は、推奨技術等、国土交通大臣賞表彰技術等、省人化・低炭素等施策として推奨する技術、及び活用促進技術等の地方整備局等として活用を推奨する技術である。

なお、NETIS に登録されていない新技術については、活用の実施前までに「3.1 新技術情報の収集」の手続きに則り登録申請書類が受理された場合は、発注者指定型（選択肢提示型）による活用とみなすものとする。

（２） 実施形態

発注事務所が、工事等の発注に当たり、テーマと新技術リストを提示し、請負契約締結後に施工者から活用する新技術の協議を受け、活用する新技術を決定することによる。

（３） 手続き

１） 技術の決定

発注事務所は、工事等の発注に当たり、特記仕様書においてテーマと新技術リストを提示し、請負契約締結後に施工者から活用する新技術の協議を受け、活用する新技術を決定するものとする。

なお、発注者が提示した新技術リスト以外の新技術であっても協議のうえ活用を可能とするものとする。

2) 事前審査又は事前確認

発注事務所は、指定する新技術が事後評価未実施技術の場合は、技術の指定に先立ち、必要に応じて評価会議に対して事前審査を依頼することができる。

評価会議事務局は、事後評価未実施技術の事前審査に際しては、必要に応じて、関係研究機関に対して安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項に関する確認を依頼することができる。

発注事務所又は評価会議（依頼を受けた場合の関係研究機関を含む。）は、技術的事項及び経済性等の事項に関する確認に当たり、NETIS 申請者の同意を得て、以下の措置を行うことができる。また、以下の措置の実施に際して、費用が発生した場合、NETIS 申請者に負担を求めることができる。

- ①技術開発者に対し、安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項に関する追加の情報等を求めること
- ②技術開発者に対し、技術的事項及び経済性等の事項に関する情報を求めるためヒアリング等を実施すること
- ③建設技術の各分野における高い専門的知見を有する者等に対し、意見を聴取すること
- ④その他技術的事項及び経済性等の事項に関する確認のために必要な措置を行うこと

3) 新技術活用計画書の提出

施工者は、新技術活用計画書（別紙6）を作成し、施工計画書とともに発注事務所に提出する。発注事務所は受理した活用計画書を、技術事務所（港湾・空港に係る技術については整備局等本局）に提出するものとする。

4) 活用の費用負担及び発注

発注者は、新技術の活用に必要な費用を当該工事の工事費等に設計変更により、原則計上するものとする。ただし、設計変更の対象としない場合は、新技術リスト等にその旨を記載するものとする。

5) 活用効果調査

活用効果調査は、別紙4により活用を行う発注事務所、施工者それぞれが行うものとする。なお、「3.4.2 (6) 活用効果調査及び活用効果評価の継続対象とする技術」に該当しない新技術については、活用効果調査を行わないものとする。

発注事務所は、対象となる技術が難度の高い事後評価未実施技術の場合は、評価会議事務局を通じて関係研究機関に対して、安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項に関する確認を依頼することができるものとする。

関係研究機関において確認等を行うに当たって、専門家からなる検討会の開催に伴う費用や試験の実施に伴う費用その他の特別な費用が発生する場合は、当該費用は発注者の負担とする。

なお、施工者による活用効果調査に当たっては、活用を行う技術が事後評価未実施技術の場合は、信頼度の高い調査結果を得る観点から、調査方法及び調査結果について第三者機関等（難度の高い事後評価未実施技術の場合は第三者機関に限る。）の確認を受けることができるものとする。なお、調査費用は当該工事の工事費等（発注者指定を契約後に行った場合は設計変更により対応）に計上するものとする。

3.3.3.3 施工者選定型(総合評価落札方式における技術提案の場合)

施工者選定型(総合評価落札方式における技術提案の場合)は、総合評価落札方式における技術提案に基づき施工者が NETIS 登録技術の活用を行う型をいう。

(1) 対象とする技術

入札参加者が総合評価落札方式における技術提案として提案した NETIS 登録技術を対象とする。

なお、NETIS に登録されていない新技術については、技術提案の提出時までに「3.1 新技術情報の収集」の手続きに則り登録申請書類が受理された場合は、施工者選定型(総合評価落札方式における技術提案の場合)による活用とみなすものとする。

(2) 実施形態

入札参加者が入札・契約等手続き時に技術提案を行った技術提案のうち、審査の結果「実施してはならない」とされたもの以外の技術提案に含まれる新技術(本項において「提案技術」という。)の活用を行うことによる。

(3) 手続き

1) 入札参加者からの技術提案

総合評価落札方式を適用する入札・契約等手続きにおいて、入札参加者は、入札説明書等に従い、技術提案を行う。なお、施工者選定型を適用する工事等の公告においては、技術提案において NETIS 登録技術を提案する場合に加算点措置を設けている場合は加点対象となりうること、NETIS 登録技術を含む技術提案により受注した場合は施工者の負担により(3)8)に規定する活用効果調査の実施を義務づけることを明記することとする。

2) 技術提案書類

技術提案書類は、入札説明書等における技術資料の提出様式等のおりとする。

3) 施工者選定型での活用とする要件

①「(1) 対象とする技術」に該当する新技術であること。

②提案技術が、安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項が当該工事等で求める要件を満足するものであること

4) 技術提案の審査(この実施要領における「事前審査」として取り扱わないものとする。)

提案技術が含まれる技術提案の審査は、通常の技術提案と同様に、入札時 VE 審査委員会(分任官契約工事の場合は技術審査会)において行うことを基本とする。

なお、発注事務所は提案技術が事後評価未実施技術の場合、その他必要と認める場合には、提案技術の審査に際し、評価会議に対して又は評価会議を通じて関係研究機関に対して、技術提案書類等に基づく安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項に関する確認を依頼することができる。

5) 技術提案への措置

事後評価において有用とされた新技術について活用を行うとする提案があった場合の措置は、「3.5.3 施工者による新技術の活用を促進するための方策 (1) 技術提案への措置(総合評価落札方式における技術提案の場合)」によるものとする。

6) 活用の費用負担

活用による増加費用は、施工者の負担とする。

7) 新技術活用計画書の提出

施工者は、前項までの手続きにより請負契約を締結した工事等において、技術提案の審査結果に基づき NETIS 登録技術を活用する場合は、新技術活用計画書（別紙 6）を作成し、施工計画書と共に発注事務所に提出する。発注事務所は受理した活用計画書を、技術事務所（港湾・空港に係る技術については整備局等本局）に提出するものとする。

8) 活用効果調査

活用効果調査は、別紙 4 により活用を行う発注事務所、施工者それぞれが行うものとする。なお、「3.4.2 (6) 活用効果調査及び活用効果評価の継続対象とする技術」に該当しない新技術については、活用効果調査を行わないものとする。

発注事務所は、対象となる技術が難度の高い事後評価未実施技術の場合は、評価会議事務局を通じて関係研究機関に対して、安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項に関する確認を依頼することができるものとする。

なお、関係研究機関において確認を行うに当たって、専門家からなる検討会の開催に伴う費用や試験の実施に伴う費用その他の特別な費用が発生する場合は、施工者の同意の上で、施工者が評価会議を通じて関係研究機関に対して依頼を行うものとし、当該費用は施工者の負担とする。また、施工者による活用効果調査に当たっては、活用を行う技術が事後評価未実施技術の場合は、信頼度の高い調査結果を得る観点から、調査方法及び調査結果について第三者機関等（難度の高い事後評価未実施技術の場合は第三者機関に限る。）の確認を受けるよう施工者に依頼することができるものとし、その費用は施工者が負担するものとする。

3.3.3.4 施工者選定型（請負契約締結後提案の場合）

施工者選定型（請負契約締結後提案の場合）は、請負契約締結後における技術提案申請に基づき施工者が NETIS 登録技術の活用を行う型をいう。

なお、技術提案が契約後 VE 方式に基づく場合については、(3) 5)、6) の規定を除き、平成 13 年 3 月 30 日付け国官地第 24 号、国官技第 79 号、国営計第 81 号「契約後 VE 方式の試行にかかる手続きについて」（以下、契約後 VE 通知という。）の規定によることを基本とする。

(1) 対象とする技術

NETIS 登録技術のうち、施工者が自社の請負工事等において用いることを希望する技術を対象とする。

なお、NETIS に登録されていない新技術については、活用の実施前までに「3.1 新技術情報の収集」の手続きに則り登録申請書類が受理された場合は、施工者選定型（請負契約締結後提案の場合）による活用とみなすものとする。

なお、契約後 VE 方式に基づく技術提案の場合は、契約後 VE 通知に規定されている提案の提出期間内に登録申請書類が受理されていなければならない。（契約後 VE 通知に規定されている提案の提出期間内に登録申請書類が受理されていない場合は、契約後 VE として扱わない。）

(2) 実施形態

施工者が、入札契約後に技術提案を行い発注事務所が活用を確認又は承諾した新技術を活用することによる。

(3) 手続き

1) 施工者からの新技術活用計画書の受付

施工者からの新技術活用計画書の受付は、発注事務所において行う。

2) 申請書類

申請書類は、別紙6に定める新技術活用計画書とする。

3) 新技術活用計画書受理の要件

発注事務所は、以下の要件について確認し、対象工事等において技術提案のあった新技術（本項において「提案技術」という。）の活用の妥当性を判断し、活用を行うことが適切であると判断した場合は、施工者が提出する新技術活用計画書を受理する。

①「(1) 対象とする技術」に該当する新技術であること

②提案技術が、安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項が当該工事等で求める要件を満足するものであること

発注事務所は、施工者から提出され受理した新技術活用計画書（別紙6）を技術事務所（港湾・空港に係る技術については整備局等本局）へ送付する。

4) 提案技術の事前審査

「3) 新技術活用計画書受理の要件」②の確認に当たり、提案技術の事前審査を行うことができるものとする。

発注事務所は、提案技術が事後評価未実施技術の場合は、必要に応じて評価会議に対して事前審査を依頼することができる。

評価会議事務局は、事後評価未実施技術の事前審査に際しては、必要に応じて、関係研究機関に対して安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項に関する確認を依頼することができる。

なお、発注事務所又は評価会議（依頼を受けた場合の関係研究機関を含む。）は、技術的事項及び経済性等の事項に関する確認に当たり、施工者の同意を得て、以下の措置を行うことができる。また、以下の措置の実施に際して費用が生じた場合、施工者に負担を求めることができる。

①技術開発者に対し、安全性・耐久性等の技術的事項に関する追加の情報等を求めること

②技術開発者に対し、技術的事項及び経済性等の事項に関する情報を求めるためヒアリング等を実施すること

③建設技術の各分野における高い専門的知見を有する者等に対し、意見を聴取すること

④その他技術的事項及び経済性等の事項に関する確認のために必要な措置を行うこと

5) 新技術活用計画書の提出

施工者は、新技術活用計画書（別紙6）を作成し、施工計画書と共に発注事務所に提出する。発注事務所は受理した活用計画書を、技術事務所（港湾・空港に係る技術については整備局等本局）に提出するものとする。

6) 設計変更等

発注事務所は、当該技術提案が設計図書等で定められた事項に係るものでない場合は、設計変更を行わない。

また、当該技術提案が設計図書等で定められた事項に係るものである場合は、設計変更を行うものとする。

7) 活用効果調査

活用効果調査は、別紙4により活用を行う発注事務所、施工者それぞれが行うものとする。
なお、「3.4.2 (6) 活用効果調査及び活用効果評価の継続対象とする技術」に該当しない新技術については、活用効果調査を行わないものとする。

発注事務所は、対象となる技術が難度の高い事後評価未実施技術の場合は、評価会議事務局を通じて関係研究機関に対して、安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項に関する確認を依頼することができるものとする。

なお、関係研究機関において確認等を行うに当たって、専門家からなる検討会の開催に伴う費用や試験の実施に伴う費用その他の特別な費用が発生する場合は、施工者が評価会議を通じて関係研究機関に対して依頼を行うものとし、当該費用は施工者の負担とする。

なお、施工者による活用効果調査に当たっては、活用を行う技術が事後評価未実施技術の場合は、信頼度の高い調査結果を得る観点から、調査方法及び調査結果について第三者機関等(難度の高い事後評価未実施技術の場合は第三者機関に限る。)の確認を受けることができるものとし、その費用は施工者が負担するものとする。

3.3.4 活用を促す取組み

その他、新技術の活用を促す取組みとして、各目的に応じて「試行申請型」「フィールド提供型」「テーマ設定型(技術公募)」「現場ニーズ・技術シーズのマッチング」の取組みを実施する。

3.3.4.1 試行申請型(発注者指定の場合)

試行申請型(発注者指定の場合)は、事後評価未実施技術を対象に、NETIS 申請者の申請に基づき、事前審査の結果等を踏まえて活用を行う型をいう。

実績が少ない新技術について、試行現場照会・試行を通じて速やかな事後評価を実施することにより、新技術の改善や、結果が良好な新技術の活用促進を目的とする。

(1) 対象とする技術

NETIS 登録技術のうち、事後評価未実施技術(かし発生時の修補が困難な技術を除く。)であって、当該技術の適用範囲において従来技術に比べ活用の効果が同程度以上と評価される見込みがある技術を対象とする。なお、「試行申請型」で一度試行調査を実施した技術については、「試行申請型」の対象外とする。

(2) 実施形態

NETIS 申請者の申請による。

(3) 手続き

1) NETIS 申請者からの申請の受付

NETIS 申請者からの申請の受付は、申請窓口において行うものとし、平日の勤務時間内において受け付けるものとする。なお、NETIS 登録技術以外の技術については、NETIS への登録申請と試行申請型の申請を同時に受け付けるものとする。

2) 申請書類

申請書類は、別紙5のとおりとする。

3) 申請受理の要件

申請窓口は、以下の要件について確認し、要件を満たすものについては、申請書類を受理す

るものとする。なお、申請受理した技術においても、評価会議が現場での活用が困難と判断した場合には、理由を付して申請を取り消すことができるものとする。

①申請書類に不備（記載事項の遺漏）がないこと

②NETIS 登録技術であること

③以下のいずれにも該当していないこと

イ かし発生時の修補が困難な技術

ロ NETIS 申請者が、活用により生じる一般的損害、第三者に及ぼした損害及びかし担保に係る責任を負うことが困難と判断した技術

ハ 天災等、不可抗力による損害が発生した場合、社会的影響が大きいと判断した技術

4) 事前審査

評価会議は、事前審査を行うものとする。

評価会議は、事前審査に当たり、申請情報等に基づき、安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項に関する確認を行う。

評価会議（依頼を受けた場合の関係研究機関を含む。）又は評価会議事務局は、NETIS 申請者に評価会議への出席を求めることができる。

評価会議事務局は、事前審査に際して、必要に応じて、関係研究機関に対して安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項に関する確認を依頼することができる。

なお、評価会議（依頼を受けた場合の関係研究機関を含む。）は、技術的事項及び経済性等の事項に関する確認に当たり、NETIS 申請者の同意を得て、以下の措置を行うことができる。また、以下の措置の実施に際して費用が発生した場合、NETIS 申請者に負担を求めることができる。

①技術開発者に対し、安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項に関する追加の情報等を求めること

②技術開発者に対し、技術的事項及び経済性等の事項に関する情報を求めるためヒアリング等を実施すること

③建設技術の各分野における高い専門的知見を有する者等に対し、意見を聴取すること

④その他技術的事項及び経済性等の事項に関する確認のために必要な措置を行うこと

5) 事前審査結果の通知・公表

整備局等は、4) の事前審査の結果を NETIS 申請者に通知するものとする。

また、整備局等は、事前審査の結果を NETIS（評価情報）に登録し、公表するものとする。

6) 試行調査現場の選定

整備局等は、事前審査で活用の実施が妥当と判断された技術（以下「実施技術」という。）について、NETIS 申請者の活用条件の希望等を踏まえて、発注事務所に対し試行調査を実施する現場（以下「試行調査現場」という。）の照会を行い、受け入れ可能な現場より試行調査現場を選定する。

なお、試行調査現場の照会期間は、NETIS 掲載期間中までとし、その期間内に該当する試行調査現場が見つからない場合は、試行調査実施を中止するものとし、その旨を NETIS 申請者に通知する。

7) 試行調査計画の作成・確認

整備局等は、NETIS 申請者が作成する試行調査計画原案に基づき試行調査計画を作成するものとする。試行調査計画には、試行工事等の規模・現地条件等の実施概要、試行時の調査項目・調査方法等の調査概要及び試行に当たっての留意点その他の必要な事項を記載するものとする。試行時の調査項目等は、NETIS 申請者の希望等も勘案したうえで決めるものとする。

整備局等は、必要に応じて試行調査実施前に評価会議に試行調査計画を報告し、評価会議による試行調査計画の確認を受けることができる。

なお、評価会議事務局は、対象となる技術が難度の高い事後評価未実施技術の場合は、試行調査計画の確認に先立ち、関係研究機関に対して計画内容の確認を依頼することができるものとする。

8) 技術の指定

発注事務所は、工事等の発注に当たり、特記仕様書において当該工事等に用いる実施技術を指定するものとする。

9) 活用の費用負担

発注事務所は、活用を行う工事等の発注に当たり、新技術を指定し、活用の実施に必要な費用を活用の実施工事等の工事費に計上するものとする。

活用の実施に必要な費用は、原則として活用を行う工事等の実施箇所において標準的に使用される従来技術を用いた場合の標準積算額を上限とし、活用に当たり標準積算額を超える費用が生じる場合は、試行調査にかかる費用とみなし、NETIS 申請者の負担を原則とする。

ただし、評価会議により画期的な技術と見込まれた技術又は評価会議が従来技術に比べて優れた効果が見込まれ標準積算額を超える費用負担について考慮すべきと判断した技術については、この限りではない。

また、事後評価未実施技術を用いることで標準積算額を下回る場合は適切な費用を計上する。

10) 試行調査

試行調査は、直轄工事等において技術の成立性等申請情報の妥当性を確認するために行う調査であり、NETIS 申請者が試行調査計画に基づき実施する。試行調査に係る費用は、NETIS 申請者の負担とする。

試行調査の調査内容については、別紙3に定めるものとする。なお、発注事務所は、対象となる技術が難度の高い事後評価未実施技術の場合は、調査内容、調査方法等について、評価会議事務局を通じて関係研究機関の事前の確認を受けることができるものとする。

11) 活用効果調査

活用効果調査は、発注事務所、NETIS 申請者又は施工者それぞれが行うものとする。(別紙4)

発注事務所は、対象となる技術が難度の高い事後評価未実施技術の場合は、評価会議事務局を通じて関係研究機関に対して、安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項に関する確認を依頼することができるものとする。

なお、関係研究機関において確認等を行うに当たって、専門家からなる検討会の開催に伴う費用や試験の実施に伴う費用その他の特別な費用が発生する場合は、NETIS 申請者が評価会議を通じて関係研究機関に対して依頼を行うものとし、当該費用は NETIS 申請者の負担とする。NETIS 申請者による活用効果調査に当たっては、信頼度の高い調査結果を得る観点から、

調査方法及び調査結果について第三者機関等（難度の高い事後評価未実施技術の場合は第三者機関に限る。）の確認を受けることができるものとする。また、調査費用は、NETIS 申請者の負担とする。

3.3.4.2 試行申請型（請負契約締結後提案の場合）

試行申請型（請負契約締結後提案の場合）は、試行調査現場の照会について対象となっている技術を対象に、請負契約締結後における施工者の技術提案申請に基づき、活用を行う型をいう。

実績が少ない新技術について、試行現場照会・試行を通じて速やかな事後評価を実施することにより、新技術の改善や、結果が良好な新技術の活用促進を目的とする。

（１）対象とする技術

試行調査現場の照会について対象となっている技術のうち、施工者が自社の請負工事等において用いることを希望する技術を対象とする。

（２）実施形態

施工者が入札契約後に技術提案を行い発注事務所が活用を受理した新技術を活用することによる。

（３）手続き

以下１）～７）の規定以外については、「3.3.3.1 試行申請型（発注者指定の場合）（３）手続き１）～５）及び７）」に規定する手続きによる。

１）試行調査現場の照会について対象となっている技術の周知

整備局等は、試行調査現場の照会について対象となっている技術について、NETIS 申請者の活用条件の希望等を踏まえて、施工者に対し周知を行う。

２）施工者からの活用申請

施工者からの活用申請の受付は、発注事務所において行う。

なお、活用申請に際して、施工者は NETIS 申請者と試行調査の実施等について協議を行うものとする。

また、施工者と NETIS 申請者が協議した結果、NETIS 申請者が試行調査を希望しない場合又は、協議等に要する期間が工程等に影響する場合には、「3.3.3.5 施工者選定型（請負契約締結後提案の場合）」による活用とする。

３）申請書類

申請書類は、別紙 6 に定める新技術活用計画書とする。

４）申請受理の要件

発注事務所は、以下の要件について確認し、対象工事等において技術提案のあった新技術（本項において「提案技術」という。）の活用の妥当性を判断し、活用を行うことが適切であると判断した場合は、施工者が提出する申請書類を受理する。

①「（１）対象とする技術」に該当する新技術であること。

②提案技術が、安全性・耐久性等の技術的事項が当該工事等で求める要件を満足するものであること。

発注事務所は、施工者から提出される申請書（別紙 6）を技術事務所（港湾・空港に係る技術については整備局等本局）へ送付する。

5) 活用の実施

現場での活用は、工事請負契約書に基づき施工者が実施する。

6) 試行調査

試行調査は、NETIS 申請者が試行調査計画に基づき実施し、試行調査に係る費用は、NETIS 申請者の負担とする。

試行調査の調査内容については、別紙3のとおりとする。

7) 活用効果調査

活用効果調査は、発注事務所、施工者それぞれが行うものとする。(別紙4)

発注事務所は、対象となる技術が難度の高い事後評価未実施技術の場合は、評価会議事務局を通じて関係研究機関に対して、安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項に関する確認を依頼することができるものとする。

なお、関係研究機関において確認等を行うに当たって、専門家からなる検討会の開催に伴う費用や試験の実施に伴う費用その他の特別な費用が発生する場合は、施工者が評価会議を通じて関係研究機関に対して依頼を行うものとし、当該費用は施工者の負担とする。

施工者による活用効果調査に当たっては、信頼度の高い調査結果を得る観点から、調査方法及び調査結果について第三者機関等(難度の高い事後評価未実施技術の場合は第三者機関に限る。)の確認を受けることができるものとする。

3.3.4.3 フィールド提供型

フィールド提供型は、直轄工事等における現場ニーズ・行政ニーズ等により、具体のフィールドを想定して求める技術要件を明確にしたうえで、広く技術開発者から技術提案の募集を行い、NETIS 申請者から応募された NETIS 登録技術について審査・選考し、工事等の発注に当たって発注者が選考された新技術を指定することにより活用を行う型をいう。

具体の課題を抱えている発注現場において、NETIS 登録技術を活用することで課題の解決につなげることを目的とする。

(1) 対象とする技術

直轄工事等における現場ニーズ・行政ニーズ等により、具体のフィールドを想定して求める技術要件に対し、適当と認められる NETIS 登録技術を対象とする。

NETIS に登録されていない技術の応募については、技術開発者が NETIS 登録申請を同時に行うことを応募の要件とする。

(2) 実施形態

整備局等が NETIS 申請者 (NETIS 登録申請を同時に行う技術開発者を含む。本項において以下同じ。) から新技術提案の募集を行い、評価会議が適当と認める技術を選考することによる。

(3) 手続き

1) 技術募集テーマの設定

整備局等は、現場ニーズ、行政ニーズを踏まえ、新技術の募集に係るテーマ及び条件等を検討し、技術募集テーマを設定する。

2) 新技術提案の募集

整備局等は、設定された技術募集テーマに基づき、NETIS 申請者から新技術提案の募集を

行う。NETIS 申請者からの応募申請の受付は、募集時に定める方法により整備局等の受付窓口において行うものとする。

なお、NETIS への登録申請とフィールド提供型への応募申請は同時に受け付けることができるものとする。この際、NETIS への登録申請の受付その他の手続きについては、募集時に定める整備局等の受付窓口と技術事務所等は、連携を図り処理するものとする。

3) 申請書類

申請書類は、技術提案の募集時に別に定める技術資料の提出様式等とする。

4) 申請受理の要件

整備局等は、以下の要件について確認し、要件を満たすものについては、申請書類を受理するものとする。

①申請書類に不備がないこと

②NETIS 登録技術であること（応募申請と NETIS への登録申請が同時に行われる新技術を含む。）

5) 事前審査

評価会議は、応募により提案された新技術（本項において「提案技術」という。）について提供フィールドでの活用のための事前審査を実施する。

評価会議は、事前審査に当たり、申請書類に基づく安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項に関する確認を行う。

評価会議事務局等は、事前審査に際して、必要に応じて、関係研究機関に対して安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項に関する確認を依頼することができる。

なお、評価会議（依頼を受けた場合の関係研究機関を含む。）は、技術的事項及び経済性等の事項に関する確認に当たり、以下の措置を行うことができる。また、以下の事項に関する費用が発生した場合、NETIS 申請者に対し同意を得たうえで、負担を求めることができる。

①技術開発者に対し、安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項に関する追加の情報等を求めること

②技術開発者に対し、技術的事項及び経済性等の事項に関する情報を求めるためヒアリング等を実施すること

③建設技術の各分野における高い専門的知見を有する者等に対し、意見を聴取すること

④その他技術的事項及び経済性等の事項に関する確認のために必要な措置を行うこと

6) 技術選考等

評価会議は、必要に応じて、提案技術について事前審査における技術的事項及び経済性等の事項に関する確認結果に基づき、提案技術の審査及び当該フィールドで活用する技術の選考を行うものとする。

7) 技術選考等の通知・公表

整備局等は、6) の技術選考等の結果を NETIS 申請者に通知するものとする。

また、インターネット等により、6) の技術選考等の結果を公表するものとする。

8) 試行調査計画の作成・確認

整備局等は、原則として、NETIS 申請者が作成する試行調査計画原案に基づき試行調査計画を作成するものとする。

試行調査計画には、提供するフィールドにおける活用工事等の規模・現地条件等の実施概要、活用時の調査項目・調査方法等の調査概要及び活用に当たっての留意点その他の必要な事項を記載するものとする。

整備局等は、必要に応じて活用実施前に評価会議に試行調査計画を報告し、評価会議による試行調査計画の確認を受けることができる。

なお、評価会議事務局は、対象となる技術が難度の高い事後評価未実施技術の場合は、試行調査計画の確認に先立ち、関係研究機関に対して計画内容の確認を依頼することができるものとする。

9) 活用の費用負担及び発注

発注事務所は、フィールド提供に係る工事等の発注に当たり、選考された新技術を指定し、活用の実施に必要な費用を工事費に計上し発注するものとする。

詳細については提案募集時に定める方法による。

10) 従来技術の確認

従来技術は、原則として NETIS 申請者が申請し、申請窓口で確認された、登録申請書類に記載の従来技術とする。

11) 新技術活用計画書の提出

発注事務所は、新技術活用計画書（別紙6）を作成し、技術事務所（港湾・空港に係る技術については整備局等本局）に提出するものとする。

12) 試行調査

NETIS 申請者は、試行調査を行うものとする。調査に係る費用は、NETIS 申請者の負担とする。

試行調査の調査内容については、別紙3のとおりとする。なお、発注事務所は、対象となる技術が難度の高い事後評価未実施技術の場合は、調査内容、調査方法等について、評価会議事務局を通じて関係研究機関の事前の確認を受けることができるものとする。

13) 活用効果調査

活用効果調査は、発注事務所、NETIS 申請者それぞれが行うものとする。（別紙4）

発注事務所は、対象となる技術が難度の高い事後評価未実施技術の場合は、評価会議事務局を通じて関係研究機関に対して、安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項に関する確認を依頼することができるものとする。

なお、関係研究機関において確認等を行うに当たって、専門家からなる検討会の開催に伴う費用や試験の実施に伴う費用その他の特別な費用が発生する場合は、NETIS 申請者が評価会議を通じて関係研究機関に対して依頼を行うものとし、当該費用は NETIS 申請者の負担とする。

NETIS 申請者による活用効果調査に当たっては、信頼度の高い調査結果を得る観点から、調査方法及び調査結果について第三者機関等（難度の高い事後評価未実施技術の場合は第三者機関に限る。）の確認を受けることができるものとする。なお、調査費用は、NETIS 申請者の負担するものとする。

3.3.4.4 テーマ設定型(技術公募)

テーマ設定型（技術公募）は、直轄工事等における現場ニーズ・行政ニーズ等により、求める技術募集テーマ等を設定し、評価指標、要求水準、及び試験法等（以下「リクワイヤメント等」という。）を明確にした上で、技術を開発した民間事業者等（以下「技術開発者」という。）から技術を募集し、同一条件下の現場実証等を経て、個々の技術の特徴を明確にした資料（以下「技術比較表」という。）を作成し、工事等の発注に当たって発注者又は施工者等が技術比較表の中から新技術を選定することにより活用を促進する取組みをいう。

（１）対象とする技術

直轄工事等における現場ニーズ・行政ニーズ等により、活用に際して、求めるリクワイヤメント等を明確にした上で、技術比較表を作成する必要が認められる技術を対象とする。

（２）実施体制等

整備局等が（４）手続きに基づき実施する。

なお、テーマ設定型（技術公募）の実施に関し、スキーム検討会議での審議を経て公募・選定された第三者機関等（以下「テーマ設定型実証実施第三者機関等」という。）については、本省及び整備局等と連携し、テーマ設定型（技術公募）を実施できるものとする。

整備局等は、（４）手続き１）技術募集テーマの設定における本省からの通知に基づき、テーマ設定型（技術公募）を実施するテーマ設定型実証実施第三者機関等と契約する。契約方式は、「公共調達の適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号）1.(2)②ロ(イ)に基づき、随意契約によるものとする。積算は、原則、テーマ設定型実証実施第三者機関等からの見積によるものとする。

（３）費用負担

テーマ設定型（技術公募）に必要な費用は、現場実証に係る費用を除き、原則、本省もしくは整備局等の負担とする。

（４）手続き

１）技術募集テーマの設定

スキーム検討会議は、現場ニーズ、行政ニーズ等を踏まえ、新技術の募集に係るテーマ及び条件等を検討し、技術募集テーマを設定する。

本省は、スキーム検討会議での審議を経て、整備局等へ担当する技術募集テーマ及び実施主体となるテーマ設定型実証実施第三者機関等を通知する。

２）リクワイヤメント等の作成・意見募集

整備局等又はテーマ設定型実証実施第三者機関等は、設定された技術募集テーマに基づき、リクワイヤメント等の素案を作成し、素案に対して意見募集を行う。詳細は、意見募集時に定める。意見を踏まえ、リクワイヤメント等を作成するにあたり、担当する整備局等の評価会議へ報告する。

３）新技術の募集・選定

整備局等又はテーマ設定型実証実施第三者機関等は、技術開発者から新技術の募集を行う。詳細は新技術の募集時に定める。

整備局等又はテーマ設定型実証実施第三者機関等は、新技術を選定し、その結果を技術開発者へ通知するとともに、担当する整備局等の評価会議へ報告する。

４）現場実証

選定された技術開発者は、現場実証を行うものとする。現場実証に係る費用は、原則、技術開発者の負担とする。

現場実証の詳細は、新技術の募集時に定める。なお、技術開発者が事前に室内試験等で性能等を確認した結果をもって、現場実証の結果に代えることができるものとする。

5) 技術比較表の作成・公表

整備局等又はテーマ設定型実証実施第三者機関等は、4) 現場実証の結果に基づき、技術比較表を作成する。

整備局等及びテーマ設定型実証実施第三者機関等は、作成した技術比較表について、担当する整備局等の評価会議の承認を得た後に公表するとともに、本省へ報告する。

本省は、報告を受けた技術比較表について、スキーム検討会議への報告の後、整備局等へ通知する。

整備局等は、工事等の発注に当たって技術比較表を活用することで、発注者又は施工者等が新技術を指定することによる活用を促進する。

6) 技術比較表の変更・更新

整備局等は、以下に該当する場合に公表した技術比較表の変更・更新を実施する。

イ 技術比較表に掲載された技術開発者から技術比較表掲載内容の軽微な変更の申請があった場合（別紙 1 1）

評価会議は、技術開発者から技術改良や追加試験による技術比較表掲載内容の軽微な変更の申請があった場合、審議のうえ、技術比較表の変更・更新を行う。

また、変更・更新の時期は、年に 1 回程度、時期を決めて実施するものとする。

評価会議事務局は、技術比較表に掲載されている全ての技術開発者に対して変更・更新の情報提供及び意向確認を実施するものとし、本省に報告するものとする。

ロ 技術比較表に掲載された技術開発者から技術改良による技術比較表掲載内容の大幅な変更や技術比較表への技術の追加掲載申請があった場合、または技術比較表に掲載されていない技術開発者から技術比較表への技術の追加掲載申請があった場合（別紙 1 1）

評価会議は、技術比較表に掲載された技術開発者から技術改良による技術比較表掲載内容の大幅な変更や技術比較表への技術の追加掲載申請があった場合、または技術比較表に掲載されていない技術開発者から技術比較表への技術の追加掲載申請があった場合、審議のうえ、適切な時期に当初と同一のテーマで新技術の募集・選定を実施し、技術比較表の変更・更新を行う。

また、募集・選定の時期は、年に 1 回程度、時期を決めて実施するものとする。

評価会議事務局は、新技術の募集・選定を行う際に本省に報告するものとする。

ハ 技術比較表の公表から一定期間が経過した場合

評価会議は、技術比較表の公表から原則 5 年が経過した場合、テーマ及びリクワイヤメントに関する技術基準類の改定や関連する技術の開発状況、技術比較表に対する発注事務所や施工者の要望等を考慮し、審議のうえ、技術比較表の変更・更新、廃止を行う。

なお、テーマの変更、廃止に伴う技術比較表の変更・更新、廃止を行う場合は、スキーム検討会議に申請するものとし、スキーム検討会議は、テーマの変更、廃止の妥当性について審議するものとする。

ニ 技術比較表に掲載された技術開発者から技術比較表掲載技術の削除の申請があった場合（別紙 11）

評価会議は、技術開発者から技術比較表に掲載された自社の技術について掲載削除の申請があった場合は、審議のうえ、技術比較表から削除を行う。

評価会議事務局は、技術比較表から削除を行う際に本省に報告するものとする。

なお、「3.2.8 NETIS 掲載情報の提供の中止等」の規定に該当する場合も同様とする。

3.3.4.5 現場ニーズ・技術シーズのマッチング

新技術の現場のニーズ（以下「ニーズ」という。）と技術開発者等の技術シーズ（以下「シーズ」という。）のマッチングによる新技術の現場導入を目的とする。

整備局等が予め設定したニーズに対し、NETIS 未登録技術を対象にシーズの公募を行い、ニーズ者、シーズ者間のマッチングが成立したシーズを対象に、整備局等が提供する現場において活用を実施するものとする。

また、活用結果をもとに、整備局等はシーズの NETIS 登録促進を図るものとし、詳細については、別途、定めるものとする。

3.4 新技術の事後評価

新技術の事後評価は、「試行実証評価」及び「活用効果評価」から構成され、評価担当の整備局等における評価会議で実施することを基本とする。

ただし、フィールド提供型で試行実証評価を行った場合の試行実証評価及び活用効果評価は、試行調査を行った発注事務所が存する整備局等の評価会議において行うものとする。

また、かし発生時の修補が困難な技術であって整備局等が自らの整備局等で評価すべきと判断した新技術については、評価担当の整備局等における評価会議と調整したうえで、活用を行った整備局等における評価会議が実施することができる。

なお、評価会議事務局は、対象となる技術が難度の高い事後評価未実施技術の場合は、事後評価の案について、評価に先立ち、関係研究機関に対して確認を受けることができるものとする。

整備局等は事後評価の結果を NETIS 申請者に通知するとともに、「3.4.3 事後評価結果の公表等について」の手続きに則り、原則として NETIS 掲載情報として公開する。

3.4.1 試行実証評価

（１）評価内容

試行実証評価は、試行調査の結果に基づき、安全性、耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項について、試行調査の結果と申請情報の内容との比較を行うこと、国が定める基準等を満たしているかを確認すること等、直轄工事等における技術の成立性等申請情報の妥当性を確認し評価するものである。

(2) 評価の対象

「試行申請型」「フィールド提供型」において試行調査を実施したすべての技術。

(3) 評価時期

試行調査後、速やかに実施する。

(4) 評価の実施主体

評価会議が、試行調査の結果に基づき実施するものとする。なお、評価会議事務局は、難度の高い事後評価未実施技術の場合にあっては、試行実証評価の案について、評価の実施に先立ち、関係研究機関に対して確認を受けることができるものとする。なお、評価会議が、第三者機関が実施した試行実証評価を承認した場合、これに替えることができる。

(5) 具体的評価方法

具体的評価方法は、別紙 7 によるものとする。

3.4.2 活用効果評価

(1) 評価内容

活用効果評価は、技術の成立性が確認された技術について、新技術の活用効果等を総合的に判断するため、活用効果調査又は追跡調査の結果に基づき、当該技術の技術特性を評価するものである。

(2) 評価対象

従来技術に対する技術の優位性等を確認した活用効果調査又は追跡調査を実施した掲載期間内の新技術。

(3) 評価時期

各技術について、活用効果調査の実施状況等に応じて実施する。

試行申請型、フィールド提供型の場合は、以下のいずれかに該当する場合に、速やかに実施する。

< 1 回目 >

- ・試行調査及び活用効果調査を実施した場合。

< 2 回目以降 >

- ・活用効果調査の件数が累積で 5 件以上ある場合。

(3 回目以降は発注者指定型及び施工者選定型の < 2 回目以降 > と同様とする。)

発注者指定型及び施工者選定型の場合は、以下のいずれかに該当する場合に、速やかに実施する。 < 1 回目 >

- ・活用効果調査の件数が 5 件以上ある場合。

< 2 回目以降 >

- ・活用効果評価の結果、継続調査等の対象となった新技術については、当該技術の前回の活用効果評価が行われた日から起算して 1 年以上経過し、新たな活用効果調査結果が 10 件以上蓄積した場合。

- ・追跡調査の活用効果評価は、前回の評価時に評価会議が定めた実施時期、必要件数に達した場合。

なお、2 回目以降の活用効果評価で使用する活用効果調査表は、前回の活用効果評価以降に実

施された活用効果調査表とする。

また、「3.4.5 評価項目の変更」「3.4.6 従来技術の変更」で評価会議により評価項目及び従来技術が変更された場合は、変更後の活用効果調査表とする。

（４）評価の実施主体

評価会議が、活用効果調査の結果（試行実証評価の結果を含む。）に基づき実施するものとする。なお、評価会議が、第三者機関が実施した活用効果評価を承認した場合、これに替えることができる。

（５）具体的評価方法

活用効果評価は、個々の工事等の活用効果調査の結果等に基づき技術の優位性等の総合的な評価を行うものである。具体的評価方法は、別紙 7 によるものとする。

（６）活用効果調査及び活用効果評価の継続対象とする技術

評価会議は、以下のいずれかの要件を有する技術について、技術特性や重要度に応じ、活用効果調査及び活用効果評価を継続する技術として選定することができる。また継続対象以外の技術は、活用効果調査及び活用効果評価を省略するものとする。

＜選定要件＞

- ①耐久性の確認等、追跡調査が必要な新技術
- ②調査内容を変更したうえで、改めて事後評価する必要がある新技術
- ③従来技術を変更したうえで、改めて事後評価する必要がある新技術
- ④活用効果調査結果にばらつきがあり、その理由が不明なため継続調査が必要とされた新技術

3.4.3 事後評価結果の公表等について

事後評価（「試行実証評価」「活用効果評価」）結果の公表については、以下の手続きに則り処理するものとする。

（１）事後評価結果の通知

事後評価の公表に先立ち、NETIS 申請者に対して公表を行う予定の事後評価結果を事後評価後速やかに通知する。

（２）異議申し立て

NETIS 申請者が事後評価結果に異議がある場合は、事後評価を通知した日の翌日から起算して 10 日（4 月 29 日から 5 月 5 日までの 7 日間及び 12 月 28 日から 1 月 3 日までの 7 日間及び行政機関の休日に関する法律（昭和 61 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という）は日数に含まない。）以内に、評価担当の整備局等の評価会議事務局（整備局等の局長宛。）に「事後評価結果の公表への異議申立書」等（別紙 8）を提出し、異議を申し立てることができる。

（３）異議申し立てに対する措置

当該評価会議事務局は、異議を申し立てた NETIS 申請者にヒアリングを実施し、回答を当該評価会議事務局（整備局等の局長）から通知するものとする。

「事後評価結果の公表への異議申立書」提出期限の翌日から起算して 10 日（休日等は日数に含まない。）以内に、「事後評価結果の公表への異議申立書」の内容に基づきヒアリングを実施し、
「事後評価結果の公表への異議申立書」提出期限の翌日から起算して 15 日以内（休日等は日数

を含まない。)に「事後評価結果の公表への異議申立書」に対する回答を当該評価会議事務局（整備局等の局長）から通知するものとする。

なお、ヒアリングは、評価会議事務局の職員が必ず2人以上で対応するものとする。

（４）「事後評価結果の公表への異議申立書」に対する回答に不服がある場合の措置

NETIS 申請者は、「事後評価結果の公表への異議申立書」に対する回答について不服がある場合、回答の通知の翌日から起算して10日以内（休日等は日数を含まない。）に「事後評価結果に関する不服申請書」（別紙9）評価担当の整備局等の評価会議事務局（整備局等の局長宛。）に不服審査を申請することができる。

当該評価会議事務局は、「事後評価結果に関する不服申請書」を直ちに評価会議に転送するものとする。

評価会議は不服審査を実施し、評価会議事務局（整備局等の局長）から申請者に不服審査の結果（再度評価内容を検討する旨等を通知する場合を含む。）を通知する。

評価会議は、「事後評価結果に関する不服申請書」の提出期限の翌日から起算して90日以内に不服審査を実施し、評価会議事務局（整備局等の局長）から申請者に不服審査の結果（再度評価内容を検討する旨等を通知する場合を含む。）を通知する。

（５）不服審査の結果通知後の措置

NETIS 申請者は、評価会議による不服審査の結果に不服がある場合は、不服審査の結果の通知の翌日から起算して10日以内（休日等は日数を含まない。）に「NETIS 登録抹消願」（別紙2-2）を評価担当の整備局等の評価会議事務局（整備局等の局長宛。）に提出することができる。

NETIS 申請者は、評価会議による不服審査の結果に同意する場合は、不服審査の結果の通知の翌日から起算して90日以内に「事後評価結果の公表への同意書」を評価担当の整備局等の評価会議事務局（整備局等の局長宛。）に提出しなければならない。提出されなかった場合「NETIS 登録抹消願」が提出されたものとして取り扱うものとする。

（６）事後評価結果の公表

評価会議事務局は、NETIS 申請者から「事後評価結果の公表への異議申立書」等の提出がなかった場合、速やかに事後評価結果を公表する。（別紙8）

（７）手続きに対する適切な対応が行われなかった場合の措置

NETIS 申請者から、「事後評価結果に関する不服申請書」又は「NETIS 登録抹消願」の提出がなく、かつ「事後評価結果の公表への同意書」が事後評価結果を通知した日の翌日から起算して90日以内に提出先になかった場合は、「NETIS 登録抹消願」が提出されたものとして取り扱うものとする。

ただし、不服審査の結果の通知において、再度評価内容を検討する旨等を通知している場合等、事後評価結果についての再検討が行われることが評価会議で決定している場合については、不服審査の結果を通知した日をもって手続きは留保され、改めて審査の結果を通知した日に手続きは再開されるものとする。

なお、評価会議により、事後評価結果の変更が行われた場合等の当該事後評価結果に関する不服等に対する手続きは、上記にかかわらず改めて「（2）異議申し立て」より行うものとする。

3.4.4 事後評価等の手続き・結果の変更

(1) 事後評価等の手続きの中止・取りやめ

整備局等は、「3.2.8 NETIS 掲載情報の提供の中止等」に基づき NETIS 掲載情報の提供を中止又は削除した場合、事前審査、試行調査計画、事後評価等の手続きを中止又は取りやめることができる。

ただし、NETIS 申請者から情報提供及び評価等の手続きの再開の申し入れがあり、手続きを中止する事由が解消したことが明確に確認できた場合は、整備局等は事前審査、試行調査計画、事後評価等の手続き等を再開する。

なお、事前審査、試行調査計画、事後評価等の手続きが NETIS 申請者からの申請、応募等に基づき行なわれている場合は、中止又は取りやめに際し、NETIS 掲載情報の提供の中止又は取りやめの通知とあわせて、整備局等より NETIS 申請者に手続きを中止又は取りやめた旨を通知するものとする。

(2) 事後評価等の修正・取り消し

評価会議は、既に事前審査又は事後評価を受けている技術について、「(1) 事後評価等の手続きの中止・取りやめ」に該当する事由が発生し、事前審査結果又は事後評価結果の修正又は取消しの必要を認めた場合には、事前審査又は事後評価の結果について、その全部又は一部を修正又は取消しすることができるものとする。

なお、その際には整備局等より NETIS 申請者にその旨を通知するものとする。

3.4.5 評価項目の変更

評価会議は、事後評価の実施にあたり、活用効果調査結果等を踏まえ、評価項目を変更することができる。評価会議が評価項目を変更した場合、以降の活用効果調査および事後評価は、変更後の評価項目にて実施する。なお、その際、NETIS 申請者に対し、申請情報に記載された評価項目の変更を求めることができる。

3.4.6 従来技術の変更

評価会議は、事後評価の実施にあたり、活用効果調査結果等を踏まえ当該技術における従来技術の妥当性を判断し、従来技術を変更することができる。評価会議が従来技術を変更した場合、以降の活用効果調査および事後評価は、変更後の従来技術にて実施する。なお、その際、NETIS 申請者に対し、申請情報に記載された従来技術の変更を求めることができる。

3.5 新技術の活用促進

有用な新技術の活用を促進を図るため、以下の措置を講ずる。

3.5.1 活用促進技術

評価会議は、優れた技術の活用促進を図るため、以下の(1)(2)(3)に基づき、「活用促進技術」を指定するものとする。

また、本省は、「3.5.3 国土交通大臣表彰技術等の活用を促進するための取り組み」に基づき、国土交通大臣賞以外の受賞技術等、全国的に普及することが有益と判断できる NETIS 登録技術に

については、「活用促進技術」へ指定するものとする。

(1) 対象となる技術

活用効果評価において、それぞれの評価会議が選考し指定するもの

＜選考要件＞

イ 総合的に活用の効果が優れている技術

ロ 特定の性能又は機能が特に優れている技術

ハ 特定の地域のみで普及しており、全国に普及することが有益と判断される技術

ニ その他評価会議が選考し指定する技術

(2) 実施形態

評価会議は、申請情報、評価情報等に基づき、活用促進すべき技術がある場合は、当該技術を「活用促進技術（新技術活用評価会議（〇〇整備局））」として指定する。

評価会議は、事後評価の実施の際に活用促進技術の選考を行うものとする。

(3) 手続き

1) 技術の評価・指定

評価会議は、選考要件に照らして、「活用促進技術」とすべき技術であるかどうかの評価を行い、該当するものがある場合は選考し、指定を行う。

なお、該当すべきものがない場合は、指定を行わないものとする。

また、選考要件のハに該当する技術として、当該技術が普及している地域の評価会議から推薦があった場合は、他の地域の評価会議は、この推薦に基づき「活用促進技術」の指定について検討を行うものとする。

2) 活用促進技術の指定取り消し

評価会議は、「活用促進技術」に指定された技術について、以下のいずれかに該当する場合は、当該技術に対する「活用促進技術」の指定を取り消すことができる。

この場合、評価会議事務局は、指定が取り消された旨を NETIS 申請者に通知するものとする。なお、以下のハに該当する場合は、再度事後評価結果が申請者へ通知されたことをもって、指定が取り消された旨の通知とみなすものとする。

イ 当該技術が、「3.2.8 NETIS 掲載情報の提供の中止等」に該当すると整備局等が確認したとき

ロ NETIS 申請者が提出した同意書等に違反したとき

ハ 再度事後評価されたときの結果により、「活用促進技術」に指定されなかったとき

ニ その他、評価会議が「活用促進技術」として相応しくないと判断したとき

NETIS 申請者は、通知後、「活用促進技術（新技術活用評価会議（〇〇整備局））」という名称を使用してはならず、これに違反して生じた問題については、NETIS 申請者がすべての責を負うものとする。

また、評価会議事務局は、NETIS（評価情報）に登録されている活用促進技術としての記載を削除するものとする。

ただし、NETIS 申請者から疑義の解消の根拠となる資料が提出され、評価会議が認めた場合は、評価会議事務局において当該技術を「活用促進技術」に指定し、NETIS（評価情報）に活用促進技術としての記載を行うものとする。

3)「活用促進技術」の活用促進に向けた措置

- イ 整備局等は、「活用促進技術」が指定された場合、必要に応じて暫定歩掛等の案を作成し、本省と調整を行い、本省は暫定歩掛等をまとめ、整備局等に通知する。
 - ロ 本省及び整備局等本局は、「活用促進技術」が指定された場合は、計画的に当該技術の活用の促進を図るものとし、発注事務所は、発注者指定型その他により、「活用促進技術」の活用に努めるものとする。整備局等本局は活用状況について、指定から概ね3年程度フォローアップを行う。
 - ハ 発注者は、総合評価落札方式における技術提案において「活用促進技術」が提案された場合には、その審査において積極的に評価すること。また、「施工者選定型」において発注者が適切と判断する場合は工事成績評定の加点の対象とするものとする。
- 二 NETIS 申請者は、「活用促進技術（新技術活用評価会議（〇〇整備局））」という名称を使用できる。

3.5.2 推奨技術選定等

スキーム検討会議において、公共工事等に関する技術の水準を一層高めるために選定された画期的な新技術については「推奨技術」、公共工事等に関する技術の水準を一層高めるために選定された画期的な新技術で、推奨技術と位置づけるためには更なる発展を期待する部分がある新技術については「準推奨技術」、他機関等の実績に基づき、公共工事等に関する技術水準等を高めることが見込める技術については「評価促進技術」として位置付け、当該新技術の普及啓発や活用促進等を行うものとする。

（１）対象となる技術

選考対象技術のうち、選考要件に照らして推奨すべき技術としてスキーム検討会議が選定するもの。選考の対象となる技術、選考要件は以下のとおり。

＜選考対象技術＞

NETIS 登録技術のうち活用効果評価が実施された技術であって、選考要件のいずれかに合致する画期的な技術として以下の者の推薦のある技術

- ①評価会議が、「活用促進技術」等のうち、主として現場における改善効果、将来性等の観点から推薦する技術
- ②関係研究機関又は第三者機関等が、主として技術の画期性等の観点から推薦する技術
- ③本省が、「3.5.3 国土交通大臣表彰技術等の活用を促進するための取り組み」に基づき推薦する技術
- ④その他スキーム検討会議の委員が推薦する技術

＜選考要件＞

- ①当該技術の活用により、従来に比べ飛躍的な改善効果が発揮される
- ②従来にはない先駆的な取り組みであり、将来、公共工事等における幅広い活用が期待される
- ③技術内容が画期的であり、将来的に飛躍的な活用効果の改善が期待できる

（現状では、当該技術の適用範囲において活用の効果が従来技術と同程度以上であることを最低要件とする。）

- ④技術内容が独創的である等、国際的に先端を行く技術又は先進諸国への技術展開が期待され

る技術である

⑤技術内容の応用性、適用性、普遍性等が高く、国内の諸課題の解決への貢献に加えて、国際的な課題の解決など国際貢献に大きく資する

⑥一般化・標準化に向けて活用を促すべき技術である

⑦その他スキーム検討会議の委員が推薦する技術

(2) 実施形態

スキーム検討会議は、申請情報、評価情報等に基づき、推奨すべき技術がある場合は、当該技術を「〇〇年度 推奨技術（新技術活用スキーム検討会議（国土交通省））」又は「〇〇年度 準推奨技術（新技術活用スキーム検討会議（国土交通省））」として選定する。

スキーム検討会議は、推奨技術等の選考を年 1 回実施する（該当なしも可）。

(3) 手続き

1) 評価会議等からの推薦する技術の受付

スキーム検討会議は、毎年一定の期間を設けて、評価会議、関係研究機関、第三者機関等及びスキーム検討会議の委員から、選考対象技術を募集し、申請書類をスキーム検討会議事務局で受け付けるものとする。

2) 申請受理の要件

スキーム検討会議事務局は、以下の要件について確認する。

①申請書類に不備（記載事項の遺漏）がないこと

②活用効果評価が行われている技術であること

3) 推奨技術選定の対象とする技術

推奨技術選定の対象とする技術は、以下のとおりとする。

①選考対象技術として申請があった技術のうち「2) 申請受理の要件」について確認されたもの

4) 技術の評価・選定

「推奨技術」「準推奨技術」は、活用の実績等のフォローアップの結果を踏まえ見直すものとする。

「評価促進技術」は、国の公共工事等において活用・評価を促進し、評価会議を通して「推奨技術」「準推奨技術」への推薦を検討するものとする。

スキーム検討会議は、選考要件に照らして、「推奨技術」又は「準推奨技術」とすべき技術であるかどうかの評価を行い、該当するものがある場合は選定を行う。選定後に評価会議において継続調査等に基づく事後評価が行われた場合、スキーム検討会議においても「推奨技術」、「準推奨技術」の見直しを行うものとする。なお、該当すべきものがない場合は、選定を行わないものとする。

スキーム検討会議は、「推奨技術」「準推奨技術」に選定した場合は、評価会議と調整の上で、NETIS 登録番号を「3.2.4 NETIS 登録番号」に基づき見直すことができる。

5) 「推奨技術」等の技術開発者への通知等

本省は、「推奨技術」又は「準推奨技術」が選定された場合、当該技術の NETIS 申請者に「推奨技術等の取り扱いについて（別紙 10）」によりその旨を通知し、併せて、「6) 推奨技術の選定取り消し」の措置や「推奨技術」等の名称の使用等について規定した「推奨技術等の取り

扱いについて」に NETIS 申請者が同意する旨を記した「同意書」の提出を求める。

この際、登録申請書類に記載の連絡先で NETIS 申請者と連絡がとれないとき又は上記の「同意書」が速やかに提出されないときは、スキーム検討会議は「推奨技術」又は「準推奨技術」の選定を取り消すものとする。

6) 推奨技術等の選定取り消し

スキーム検討会議は、「推奨技術」又は「準推奨技術」に選定された技術について、以下のいずれかに該当することを確認した場合は、当該技術に対する「推奨技術」又は「準推奨技術」の選定を過去に遡り取り消すものとする。

NETIS 申請者は、選定取り消しに不服がある場合は、「3.4.3 事後評価結果の公表等について」の不服のある場合の手続きを準用する。

- ①当該技術が、「3.2.8 NETIS 掲載情報の提供の中止等」に該当すると整備局等が確認したとき
- ②NETIS 申請者が提出された同意書等に違反したとき
- ③その他、スキーム検討会議が「推奨技術」「準推奨技術」として相応しくないと判断したとき

この場合、スキーム検討会議事務局は、選定が取り消された旨を当該技術の NETIS 申請者に通知するものとする。NETIS 申請者は、通知後、「〇〇年度 推奨技術（新技術活用スキーム検討会議（国土交通省））」又は「〇〇年度 準推奨技術（新技術活用スキーム検討会議（国土交通省））」という名称を使用してはならず、これに違反して生じた問題については、NETIS 申請者がすべての責を負うものとする。

また、スキーム検討会議事務局は、NETIS（評価情報）に登録されている推奨技術としての記載を削除するものとする。

上記の①、②、③について疑義があるとき又は当該技術に関して法律上の係争が生じたときは、スキーム検討会議又はスキーム検討会議事務局は、NETIS 申請者に対して事実関係等について確認できるものとし、スキーム検討会議は、その疑義又は係争が解消するまでの間、NETIS 申請者による「推奨技術」「準推奨技術」の名称の使用の中止、NETIS（評価情報）に登録されている推奨技術としての記載の中止等の措置を講じるものとする。

ただし、NETIS 申請者から疑義の解消の根拠となる資料や係争が終結し問題が解消した根拠となる資料が提出され、スキーム検討会議が認めた場合は、上記の措置を解除するものとする。

7) 「推奨技術」等の活用促進に向けた措置

イ 本省は、整備局等本局の協力を得て、「推奨技術」が選定された場合、必要に応じて暫定歩掛等を整備し、通知する。

ロ 整備局等本局及び発注事務所は、「推奨技術」「準推奨技術」及び「評価促進技術」の活用にも努めるものとし、本省、整備局等本局は「推奨技術」「準推奨技術」及び「評価促進技術」の活用の実績についてフォローアップを行う。

ハ 発注者は、総合評価落札方式の技術提案において「推奨技術」が提案された場合には、その審査において積極的に評価すること。また、「施工者選定型」において発注者が適切と判断する場合は工事成績評定の加点の対象とするものとする。

ニ NETIS 申請者は、「〇〇年度 推奨技術（新技術活用スキーム検討会議（国土交通省））」又は「〇〇年度 準推奨技術（新技術活用スキーム検討会議（国土交通省））」という名称を使用できる。

ただし、「6）推奨技術等の選定取り消し」による取り消しを受けた場合にあっては、NETIS 申請者は、その旨の通知後は当該名称を使用してはならない。

3.5.3 国土交通大臣表彰技術等の活用を促進するための取り組み

本省は、国土交通大臣賞、及び総理大臣賞受賞技術のうち NETIS 登録技術を対象に、スキーム検討会議へ「3.5.2 推奨技術選定等」にて規定される「推奨技術等」への推薦を行う。

また、本省は、国土交通大臣賞、及び総理大臣賞以外の受賞技術等、全国的に普及することが有益と判断できる NETIS 登録技術については、「3.5.1 活用促進技術」にて規定される「活用促進技術」へ指定する。

3.5.4 施工者による新技術の活用を促進するための方策

施工者による新技術の活用を促進するため、施工者選定型における技術提案に対する技術評価及び工事成績への加点等の措置を行うものとする。

（１）技術提案への措置（総合評価落札方式における技術提案の場合）

総合評価落札方式における技術提案において、新技術の活用を行う提案があった場合は、必要に応じて加算点の対象とする。

なお、その対象範囲、加点方法等については整備局等において定めるものとする。

（２）施工者の工事成績評価への措置

「施工者選定型」及び「試行申請型（請負契約締結後提案の場合）」により NETIS 登録技術の活用を行った場合について、発注事務所が適切と判断する場合は施工者の工事成績評価の加点の対象とするものとする。

なお、加点の対象範囲、加点方法等については整備局等において定めるものとする。

3.5.5 新技術活用の計画的な推進

本省及び整備局等は、新技術活用を計画的に推進するため、必要な措置を講ずる。

イ 活用方針等の確認

整備局等は、整備局等本局と発注事務所との間の新技術活用を円滑に推進するための意見交換・連絡調整の場を設ける等により、「推奨技術」「準推奨技術」「活用促進技術」等の活用方針や新技術活用推進の方策等の確認を行い、計画的に新技術活用が促進される環境づくりを行う。

ロ 発注事務所への支援

整備局等本局は、新技術活用に伴う発注事務所等の業務負担の軽減と新技術活用スキームの円滑な運用を図るため、技術事務所等による発注事務所への支援体制を確保し、新技術活用スキームの運用に係る事務手続き等の一層の効率化・簡素化その他の必要な措置を講ずるものとする。

ハ 計画的な活用と活用状況のフォローアップ

発注事務所は、新技術活用スキームの趣旨を踏まえ、NETIS の利用等により、公共工事等への有用な新技術の計画的な活用促進を図るものとする。

整備局等本局は、「推奨技術」「準推奨技術」「活用促進技術」をはじめ新技術の活用状況等を適時把握するものとする。

また、整備局等は、新技術活用に積極的な事務所を督励する観点から、活用された新技術の件数、活用割合等を発注事務所単位で把握し、新技術の活用を一層促進するため必要なフォローアップを行う。

その他、整備局等は、「現場ニーズ・技術シーズ」のマッチング実施状況についてもフォローアップを行う。

ニ 国土交通大臣表彰技術等の計画的な活用

発注事務所は、国土交通大臣等により表彰された技術について、公共工事等への計画的な活用促進を図るものとする。

ホ 活用促進方策の検討

本省は、新技術の活用を促進するための措置の効果を確認し、活用の効果が高いと評価された新技術の活用促進を図るための方策について更なる検討を行う。

ヘ 地方公共団体等との連携

本省及び整備局等は、有用な新技術の地方公共団体等の公共工事等における活用を促進するため、地方公共団体等と連携のあり方について検討を進める。

3.6 新技術の普及

スキーム検討会議は、新技術の普及を図るため、評価会議からの推薦を受け、一般化・標準化に位置付けるべき技術を指定するものとする。

技術の一般化・標準化とは、以下に該当する技術をいう。

イ 公共工事等で使用する技術指針等に示される技術

ロ 公共工事等の施工に当たり、一般的に選択し、活用されている技術

ハ その他システム検討会議が一般化・標準化に位置付けるべき新技術として判断する技術

3.7 新技術活用スキームの検証

本省及びスキーム検討会議は、整備局等及び評価会議の協力を得て、情報収集方法、活用、事後評価手法等、新技術活用スキームの検証を継続的に行うものとする。

以下の主な項目を適宜検証するものとする。

イ 情報収集方法

情報収集が効率的かつ的確に実施されているか等

ロ 活用

活用方式のあり方等

ハ 事後評価手法

事後評価手法のあり方等

事後評価結果の分析による評価結果の妥当性等

ニ 提供方法等

インターネット等による情報の提供方法のあり方等

ホ 活用促進方法

3.8 担当する整備局等

この実施要領に規定されている「整備局等」及び「評価会議」に関して、担当の整備局等及び評価会議は以下を基本とする。なお、新技術活用スキームの円滑な運用を行う観点から、本省及び整備局等の間で別の取り決めを行うことができるものとする。

- (1) NETIS（申請情報）に係る事項（NETIS への登録、NETIS 登録番号の付与、NETIS 掲載情報の提供の中止等、NETIS 申請者による NETIS 情報の変更 等） 担当：申請を受け付けた整備局等
- (2) 事前審査、試行実証評価
 - ＜試行申請型の場合＞ 担当：評価担当の整備局等
 - ＜フィールド提供型の場合＞ 担当：試行調査を行う発注事務所が存する整備局等
 - ＜発注者指定型及び施工者選定型の場合＞ 担当：試行調査を行う発注事務所が存する整備局等（事前審査を実施する場合のみ）
- (3) 活用効果評価
 - ＜試行申請型の場合＞ 担当：評価担当の整備局等
 - ＜フィールド提供型の場合＞ 担当：試行調査を行う発注事務所が存する整備局等
 - ＜発注者指定型及び施工者選定型の場合＞ 担当：評価担当の整備局等
- (4) 活用促進技術の指定、新技術の活用促進
担当：評価担当の整備局等
- (5) 技術の改善が行われた場合の改善後の技術の審査
担当：評価担当の整備局等

4. その他

4.1 公共工事等における新たな技術開発の取組

本省は地方整備局等の協力のもと、公共工事等における新技術の開発に繋がる優れたアイデアおよび工夫を発掘・開発し、取組状況および成果についてスキーム検討会議に報告する。

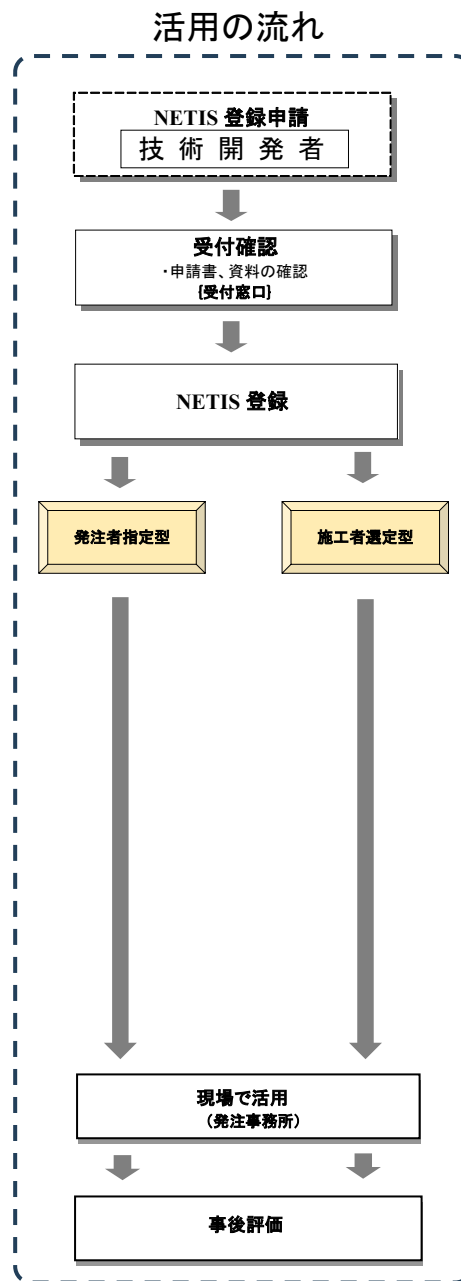


図1 新技術活用スキーム概要

※その他、新技術の活用を促す取組みとして、各目的に応じて以下の取り組みを実施。

- 「試行申請型」
- 「フィールド提供型」
- 「テーマ設定型（技術公募）」
- 「現場ニーズ・技術シーズのマッチング」

附 則

1. この実施要領は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。
2. この実施要領の施行に伴い、「技術活用パイロット事業等実施要領について（平成 10 年 3 月 31 日付建設省技調発第 95 号、建設省経機発第 52 号）」、「港湾・空港に係る技術活用パイロット事業等実施要領」の策定について（平成 17 年 1 月 5 日付 国港建第 178 号、国港環第 66 号、国空建第 143 号）」及び「公共工事等における技術活用システム」実施要領（案）について（平成 17 年 3 月 25 日付 国官技第 286 号、国官総第 589 号、国営整第 23 号、国総施第 183 号）」は廃止する。
3. この実施要領に規定する各項の詳細について必要とされるものは、別に実施細則を定めて運用するものとする。
4. 新技術活用システムの運用に当たり、整備局等内における役割分担等について、この実施要領に拠りがたい場合は、整備局等は、新技術活用スキームの運用に支障を生じさせない範囲で、役割分担の変更を行う等弾力的な運用を行うことができる。
5. 新技術活用システムの運用に当たり、整備局等は、新技術の活用促進を図る観点から必要と判断した場合は、新技術活用システムの運用に支障を生じさせない範囲で、この実施要領に定めのある事項の弾力的な運用を行うこと又はこの実施要領に定めのない事項を実施することができる。
この場合、整備局等は、本省大臣官房技術調査課、大臣官房公共事業調査室又は総合政策局建設施工企画課に事前にその内容等を報告するものとする。
6. 整備局等に既に設置されている「新技術活用評価委員会」等の新技術活用評価に係る会議は、この「公共工事等における新技術活用システムについて」における「新技術活用評価会議」とみなす。
7. この実施要領の経過措置を以下のように定める。

（１）施行当初の期間等において、申請技術が集中し、円滑な運用に支障を生じるおそれがある場合は、「3.1 新技術情報の収集（２）NETIS への登録申請の受付」の規定にかかわらず、受付を一時中断することができる。この場合、整備局等は、技術開発者に周知するため、インターネット等により事前に広報するものとする。

（２）申請技術について、NETIS 申請者により技術的事項の変更に伴う変更申請（「3.1 新技術情報の収集」の手続きに基づく申請。）が平成 18 年 10 月 31 日までに行われ、申請が受理された場合にあっては、当該技術の NETIS 掲載期間は変更されるものとし、「4. 既存の NETIS 登録技術の取り扱い 4.2 NETIS への掲載期間」に規定されている「現行の NETIS に登録した日」は、当該申請情報を NETIS（申請情報）に掲載した日とするものとする。

附 則

1. この実施要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この実施要領は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

1. この実施要領は、平成 22 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

1. この実施要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この実施要領は、平成 30 年 5 月 24 日から施行する。

附 則

1. この実施要領は、令和元年 11 月 1 日から施行する。

附 則

1. この実施要領は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

1. この実施要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この実施要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この実施要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。